

## 犬等の輸入検疫要領

平成 16 年 11 月 4 日付け 16 動検第 845 号  
平成 17 年 4 月 14 日付け 16 動検第 1338 号改正  
平成 19 年 1 月 15 日付け 18 動検第 1114 号一部改正  
平成 22 年 4 月 15 日付け 22 動検第 89 号一部改正  
平成 22 年 10 月 1 日付け 22 動検第 593 号一部改正  
平成 23 年 4 月 1 日付け 22 動検第 1318 号一部改正

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）及び家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンク（以下、「犬等」）の輸入検疫は、犬等の輸出入検疫規則（平成 11 年農林水産省令第 68 号。以下、「検疫規則」）、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林水産省第 35 号。以下「予防規則」）及び関係告示のほか、「動物園動物の係留場所の指定要領」（以下「動物園動物の場所指定要領」）、「係留中の身体障害者を補助する犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」（以下「補助犬持ち出し許可要領」）、「係留中の災害救助犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可要領」（以下、「救助犬持ち出し許可要領」）、「狂犬病の疑いのある犬等確認時の対応要領」（以下、「疑い確認要領」）、「犬等の狂犬病検査指針」（以下、「検査指針」）及び本要領の定めるところによる。  
なお、本要領で定められる手続を電子情報処理組織を利用して行う場合は、別に定めるところによる。

- 1 定義
- 2 係留場所及び係留場所からの持ち出し
- 3 輸入の届出と事前の手続
  - (1) 届出書の提出
  - (2) 届出事項の変更
  - (3) 輸入者との打合せ及び指導
  - (4) 受理書の交付
  - (5) その他申請書の提出
    - ア 係留中の犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可申請
    - イ 動物園動物（あらいぐま、きつね又はスカンク）の係留場所の指定申請
- 4 輸入検査申請書の提出
- 5 輸入検査
  - (1) 到着時の検査等
    - ア 書類審査
    - イ 輸送状態の確認
    - ウ 個体確認
    - エ 血液等の採取と死亡した犬等の精密検査

- オ 係留期間の設定及び係留の指示等
- カ 係留担当動検への関係書類の送付
- (2) 係留中の検査
  - ア 個体確認
  - イ 臨床観察
  - ウ 精密検査
- (3) 係留中の飼養管理等
- (4) 検査に基づく処置
  - ア 狂犬病の疑いがある又は狂犬病と診断された犬等への対応
  - イ レプトスピラ症の疑いがある又はレプトスピラ症と診断された犬への対応
- (5) その他の伝染性疾病を認めたときの対応
- 6 輸入検疫証明書の交付
- 7 到着港の動物検疫所への報告
- 8 係留中の犬等による咬傷等事故への対応
  - (1) 医療機関の選定
  - (2) 咬傷等事故が発生した場合
- 9 返送または致死処分への対応
  - (1) 返送
  - (2) 致死処分

別紙 1	犬等の到着予定港を管轄する動物検疫所の区域
別紙 2	直接輸入の解釈について
別記様式第1号	犬の輸入に関する届出書
別記様式第2号	狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書
別記様式第3号	動物の輸入に関する変更届出書
別記様式第4号	輸出国政府機関が発行する証明書の推奨様式
別記様式第5号	犬等の輸入に関する手引書
別記様式第6号	動物の輸入に関する届出受理書
別記様式第7号	犬の輸入検査申請書
別記様式第8号	狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請書
別記様式第9号	犬等の観察記録
別記様式第10号	輸入犬等の飼養管理者についての届出書
別記様式第11号	犬の輸入検疫証明書
別記様式第12号	狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書

## 1 定義

- (1) 本要領における犬等の範囲は次のとおり。なお、アからオの雑種（第1代に限る。）については、各号の規定に含める。

- ア 「犬」とは、イヌ科のうち、イヌ属のイエイヌ 1 種
- イ 「猫」とは、ネコ科のうち、ネコ属のイエネコ 1 種
- ウ 「あらいぐま」とは、アライグマ科のうち、アライグマ属の全種
- エ 「きつね」とは、イヌ科のうち、キツネ属、クルペオキツネ属、ホッキョクギツネ属及びオオミミギツネ属の全種
- オ 「スカンク」とは、イタチ科のうち、スカンク亜科の全種
- (2) 「身体障害者を補助する犬」とは、身体障害者が同伴する次のいずれかの犬であり、検疫規則第 4 条第 1 項の表の輸入の項第 2 号又は第 3 号に該当するものをいう。
- ア 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であり、同法施行規則第 9 条第 5 項の規定により交付された身体障害者補助犬の認定証で用途が確認できる犬
- イ 身体障害者を補助する用途に現に供されていることが、輸出国政府機関又は当該犬の養成、認定を行う団体が発行した証明書で確認できるかもしくは客観的に家畜防疫官が判断できる犬
- (3) 「災害救助犬」とは、災害救助の用途に現に供されており、我が国における地震災害等の激甚災害発生時に、被災地において人命救助活動に従事するために輸入される災害救助犬であり、救助犬持ち出し許可要領の持ち出し許可基準を充たすものをいう。
- (4) 「動物園動物」とは、展示動物の飼養及び保管に関する基準（昭和 51 年 2 月 10 日総理府告示第 7 号）の第 2 項の定義の(2)のア及びイに規定する飼養展示動物とすることを目的として輸入されるあらいぐま、きつね又はスカンクであって、特別な飼養管理を必要とするものをいう。
- (5) 「到着港の動物検疫所長」とは、到着予定空港又は港（犬については予防規則第 47 条に基づき指定された港又は飛行場に限る。）を管轄する動物検疫所長（支所長及び出張所長を含む。犬等の到着予定港を管轄する動物検疫所の区域は別紙 1 のとおり。）をいう。なお、輸入に関する届出書の提出先となる。
- (6) 「係留担当動検」とは、係留検査を担当する動物検疫所（支所、出張所を含む。）をいう。
- (7) 「ISO 規格のマイクロチップ」とは、「犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、同項の表輸入の項第 1 号の農林水産大臣の定める方法等を定める件（農林水産省告示第 1819 号。以下、「告示」）」の 1 に規定されている国際標準化機構（ISO）の規格 11784 及び 11785 に適合するマイクロチップをいう。
- (8) 「咬傷等事故」とは、咬まれる、引っ搔かれる、傷口を舐められる等唾液を介した感染の可能性のある事故をいう。
- (9) 「輸出証明書」とは、輸出国政府機関が発行した証明書をいう。
- (10) 「輸入者」とは、犬等を輸入しようとする者をいい、代理人を含む。

## 2 係留場所及び係留場所からの持ち出し

犬等の係留場所は、動物検疫所の係留施設とする。ただし、動物園動物については、動物園動物の場所指定要領に定めるところにより、動物検疫所長（支所長を含む。）が

指定した動物検疫所以外の場所（以下「指定場所」）を係留場所とすることができる。また、12時間を超える係留検査が必要とされるものの、特別な事情により緊急に輸入される身体障害者を補助する犬又は災害救助犬（以下、「補助犬等」）がそれぞれの活動を行う場合は、各持ち出し許可要領に定めるところにより係留施設から持ち出させることができる。

### 3 輸入の届出と事前の手續

#### (1) 届出書の提出

輸入者は、犬等を搭載した船舶又は航空機が入港し、又は着陸することとなっている日の40日前までに、到着港の動物検疫所長に、犬にあっては犬の輸入に関する届出書（別記様式第1号）、猫、あらいぐま、きつね又はスカンクにあっては狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書（別記様式第2号）を提出する。

なお、検疫規則第1条第1項のただし書きにおける、動物検疫所長がこれによることが困難な特別な事情があると認める場合とは、原則として補助犬等が緊急に輸入される場合であって、特別な事情により40日前までの届出ができない場合とする。

#### (2) 届出事項の変更

輸入者は、(1)の届出事項に変更が生じた場合は遅滞なく、動物の輸入に関する変更届出書（別記様式第3号）を提出する。

#### (3) 輸入者との打合せ及び指導

(1)の届出あるいはこれに先立つ犬等の輸入に関する照会を受けた動物検疫所の家畜防疫官は、輸入者に対し、輸出国政府機関が発行する証明書推奨様式（別記様式第4号）及び輸入される犬等に関する手引書（別記様式第5号。推奨様式及び手引書は必要に応じて更新版が動物検疫所ホームページ <http://www.maff-aqs.go.jp/> に掲載される。）を送付するか、あるいは動物検疫所ホームページ上より入手させるとともに、事前の手續について十分に説明し、輸入場所及び係留場所その他必要な事項について打ち合わせる。輸入者が到着港の動物検疫所以外の動物検疫所の係留施設での係留検査を希望する場合には、係留検査の詳細について当該動物検疫所と連絡調整を行う。特に、補助犬等の輸入者には、係留期間が12時間以内となるために必要な事前の手續を十分に説明する。

ISO規格以外のマイクロチップを装着している犬等の輸入者には、到着港の動物検疫所が保持する読み取り機（リーダー）の規格（製造者及び読み取りできる規格又は製品名）を知らせ、読み取りできない規格の場合は、輸入検査時に読み取りができるリーダーを持参するよう指導する。

また判別可能な入れ墨（生産・個体管理を目的とし、規則化された文字・番号列からなるものに限る。）がされている犬等については、輸入時検査で判別困難となる場合を想定し、マイクロチップを早めに装着するとともに入れ墨された当該犬等との同一性を確認できるよう各々の識別番号と識別日が輸出証明書に記載されるよう

指導する（検疫規則第4条第1項の表の輸入の項第4号に該当する試験研究用の犬猫を除く）。

飼養・保管中の動物については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号。以下「動愛法」）に基づき、適正な管理を行う必要があることから、特に12時間を超える係留検査が予定される場合にあつては、手引書に従い、犬等の健康管理及び衛生管理上必要と思われる予防接種あるいは寄生虫の駆除等を輸出前に実施するよう指導する。

#### （4）受理書の交付

（1）の届出を受けた到着港の動物検疫所長は、上記（3）の打合せの上、輸入者（届出者）に対し輸入に関する指示を行った上で、動物の輸入に関する届出受理書（別記様式第6号）を交付し、輸出国における当該犬等の搭載時に航空会社等輸送機関へ提示するよう指導する。

#### （5）その他の申請書の提出

##### ア 係留中の犬の動物検疫所の敷地外への持ち出し許可申請

各々の持ち出し許可要領の基準の要件を満たす補助犬等を係留期間中にやむを得ず持ち出す必要がある場合、輸入者は（1）の届出書の提出に併せて持ち出し許可申請書を提出しなければならない。申請を受け、持ち出しを許可する際には、到着港の動物検疫所長は輸入者に対し、狂犬病予防法上必要な管理方法を指示する。

##### イ 動物園動物の係留場所の指定申請

動物園動物の輸入者は、「動物園動物の場所指定要領」に従い、到着予定の40日前までに動物園動物の指定場所指定申請書を提出し、事前に係留場所の指定を受けなければならない。

### 4 輸入検査申請書の提出

輸入者は、犬等の到着後遅滞なく、犬にあつては犬の輸入検査申請書（別記様式第7号）、猫、あらいぐま、きつね又はスカンクにあつては狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請書（別記様式第8号）を到着港の動物検疫所長に提出し、届出受理書又はその受理番号を提示する。

なお、届出受理書が添付されていない場合、到着港の動物検疫所長は当該犬等を搭載した航空機又は船舶を運航する会社に対し、届出をせずに犬等を輸入することは狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に違反する行為であるため、届出受理書のない犬等を搭載しないよう改めて指導する。

### 5 輸入検査

#### （1）到着時の検査等

到着港の動物検疫所の家畜防疫官は、犬等の到着時に次の検査等を実施し、それに基づき必要な指示等を行う。

##### ア 書類審査

輸出証明書の添付の有無の確認、記載事項の審査及び届出内容との照合を行う。

なお、持ち出し許可申請された補助犬等及び指定場所に送致する予定の動物園動物については、さらに、各々の要領の基準を満たすか否かを、証明書の記載事項により審査する。

#### イ 輸送状態の確認

犬等の輸送ケージの封印状態及び輸送経路を確認する。検疫規則第4条第1項の表輸入の項第1、2及び4号に規定する直接輸入の解釈は別紙2に基づき行う。

#### ウ 個体確認

動物検疫所又は到着港もしくは飛行場内の家畜防疫官が防疫的に安全と認めた場所（搭載船舶内又は航空機内を含む。）において、輸出証明書に記載された事項との照合を行う。

ISO規格のマイクロチップが装着されている犬等にあつては、15桁の番号を読み取り、輸出証明書と照合する。またISO規格以外のマイクロチップが装着されている犬等、又は家畜防疫官が判別できる入れ墨がされた犬猫（原則として補助犬等並びに検疫規則第4条第1項の表の輸入の項第4号に該当する試験研究用の犬猫に限る）にあつては、個体識別番号等が輸出証明書に記載されている場合、告示1に規定する「これと同等以上の効力があると認められる方法」による個体識別措置とみなすこととし、当該個体識別番号等を読み取り、輸出証明書と照合する。

個体確認のための犬等の保定は、輸入者又は輸入者がその動物の特性を考慮した保定法及び危険性に関する注意事項を伝達した代理人が実施することとし、必要に応じて、口輪や保定具を利用して、最も安全な方法を選択する。輸入取扱業者等代理人が保定する場合は、当該取扱者の所属と氏名を記録しておく。

#### エ 血液等の採取と死亡した犬等の精密検査

家畜防疫官は到着時又は係留中に、輸出証明書の内容を確認する、又は抗体保有状況調査等のため、必要に応じて、血液等を採取して検査を行う。

また、狂犬病を疑う臨床症状を認めた犬等又は物理的事故以外で死亡した犬等は、「検査指針」に従い狂犬病の精密検査を行う。

#### オ 係留期間の設定及び係留の指示等

上記ア、イ、ウ及びエの結果及び検疫規則第4条第1項の表輸入の項及び予防規則第50条第1項の表（犬に限る。）に基づき、犬等の係留期間を設定する。12時間を超える係留期間を要する犬等の輸入者に対しては、次の事項及びその他家畜防疫官が必要と認める事項を指示する。

- ① 犬等の係留期間
- ② 係留場所までの防疫的に安全な輸送方法、輸送経路等
- ③ 補助犬等動物検疫所から持ち出すあるいは動物検疫所の敷地外で係留検査する動物園動物にあつては、犬等の健康状態の報告方法及び報告日、必要に応じて、家畜防疫官が検査を行う日時及び場所

なお、犬等を係留検査場所へ輸送する際は、逃亡等を防止するため、原則として

輸送ケージを封印し、狂犬病に感受性のある動物と混載しないことを確認した上で、第三者である輸送業者に輸送させるよう、輸入者を指導するものとし、当該業者に対し上記②の事項を指示する。

#### カ 係留担当動検への関係書類の送付

到着港の動物検疫所以外の動物検疫所が犬等の係留検査を担当する場合は、輸入検査申請書、輸出証明書及びその他関係書類を係留担当動検にファクシミリ等で送信する。

### (2) 係留中の検査

係留担当動検の家畜防疫官は、次の検査等を実施する。

#### ア 個体確認

犬等が係留場所に到着後、輸送ケージの封印状態を確認し、マイクロチップを読み取る等により個体確認する。個体確認のための犬等の保定は、上記(1)のウに準じて、輸入者又は輸入者から動物の特性について伝達を受けた代理人が行う。

#### イ 臨床観察

犬等の係留期間中は原則として毎日、臨床観察を行う。狂犬病の臨床観察は、検査指針に従って実施する。

なお、持ち出し許可された補助犬等及び指定場所で係留検査される動物園動物の係留検査を担当する動物検疫所の家畜防疫官は、輸入者又は輸入者に飼養管理を委託された者（以下、「飼養管理者」）から報告される犬等の観察記録（別記様式第9号）を確認する。また、必要に応じて、到着港の動物検疫所の家畜防疫官が指定した日に臨床観察を行う。

#### ウ 精密検査

以下の場合、検査指針に従い狂犬病の精密検査を行う。

- ① 狂犬病を疑う臨床症状を認めた犬等
- ② 物理的事故以外で死亡した犬等

また、犬のレプトスピラ症を疑う症状がある場合は、抗生剤による治療歴を確認した上で当該疾病の精密検査（病原検索又は血清診断）を行う。

### (3) 係留中の飼養管理等

係留担当動検の家畜防疫官は、次に掲げる事項を輸入者及び飼養管理者に指示する。また、犬等の係留施設を有する動物検疫所は係留施設の管理及び飼養管理の基準を設け、輸入者及び飼養管理者に対し、施設の衛生管理及び犬等の健康管理上必要な指導をする（動愛法に基づく「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年5月28日環境省告示第37号）参照）。

ア 輸入者は飼養管理者について、輸入犬等の飼養管理者についての届出書（別記様式第10号）を提出する。また、やむを得ない事情により飼養管理者を変更する場合は、遅滞なく再提出する。

- イ 狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく輸入検疫の趣旨を十分理解し、犬等の飼養管理を適正に実施する。
- ウ 犬等について、少なくとも毎日午前、午後の所定の時刻及び健康状態に応じて適宜必要な時刻に詳細な健康観察を行い、その状況を「犬等の観察記録」（別記様式第9号）に記録し、家畜防疫官の検査時に提示して確認を受ける。
- エ 飼養管理専用の衣服を使用する。同一の飼養管理者が同一検疫単位以外の群も管理する場合にあっては、群間の感染防止のため、群毎に専用の衣服を使用する。なお、複数の群を管理する場合は、前掛け、手袋等の犬等に直接接触する部分のみを着替えることで差し支えない。
- オ 犬等の逃亡、盗難防止に十分留意して管理する。万が一、逃亡、盗難が発生した場合は、直ちに係留担当動検に連絡し、家畜防疫官の指示に従うとともに、飼養管理者自ら捜索し、警察、保健所等関係機関への届出を行う。
- カ 犬等による咬傷等事故が発生した場合、犬等の健康状態に異常を認めた場合（死亡を含む）、もしくは不慮の災害や事故等が発生した場合、直ちに係留担当動検に報告し、家畜防疫官の指示を受ける。
- キ 輸出国において狂犬病等の予防注射及び寄生虫の駆除処置を受けていない犬等又は係留中に予防注射の有効免疫期限を超える犬等については、係留場所で注射及び駆虫処置を受けさせる。なお、注射及び処置にかかる経費は輸入者の負担とする。
- ク 犬等について、獣医師の診療を受けさせる場合は、事前に係留担当動検の家畜防疫官の許可を受ける。診療は往診のみによるものとし、診療内容を係留担当動検の家畜防疫官に報告する。なお、診療にかかる経費は輸入者の負担とする。
- ケ 飼養管理者又は犬等を診療した獣医師は、犬等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月2日法律第114号。以下、「感染症法」）第13条に定める届出の対象である感染症にかかっている疑いがあると認めた場合、係留担当動検の家畜防疫官に報告する。

#### （4）検査に基づく処置

- ア 狂犬病の疑いがある又は狂犬病であると診断された犬等への対応  
検査指針に基づく検査の結果、以下のいずれかに該当する犬等を確認した場合は、疑い確認要領に従うものとする。
- 狂犬病を疑う臨床症状のある犬等
  - 狂犬病を疑う臨床症状を認めないが、物理的事故以外で死亡した犬等のうち、
    - ・直接蛍光抗体法（FA）又は RT-PCR の検査結果が陽性（+）で狂犬病と診断されたもの
    - ・ RT-PCR の結果が（±）で狂犬病の疑いがあると診断されたもの

なお、持ち出し中の犬について異常を確認した旨の通報を受けた家畜防疫官は、飼養管理者に対し人及び動物への接触を防ぐよう指示するとともに、安全な捕獲及び輸送用具（例：吹き矢麻醉、指叉、猫袋、捕獲網、密閉性の高いケージ）を準備

し、ただちに当該犬の所在地に赴く。家畜防疫官は犬の逃亡及び咬傷等事故の防止に留意しつつ、当該犬を係留施設に輸送・収容し、5の(2)のイに従い臨床観察を行う。その結果狂犬病を疑う症状を認めた場合は、以下疑い確認要領に従う。狂犬病にかかっている疑いがないと判断された場合、再び持ち出しを許可することができる。また、当該犬が持ち出し中に死亡した場合、死体を安全な方法で係留担当動検に輸送し、検査指針に従い、精密検査を行う。

#### イ レプトスピラ症の疑いがある又はレプトスピラ症と診断された犬への対応

レプトスピラ症にかかっている又はかかっている疑いがある犬（以下、「レプトスピラ症摘発犬」）を確認した到着港又は係留検査を担当する動物検疫所長は、輸入者に対し摘発犬の隔離、消毒等を指示し、必要に応じて投棄を行い、企画連絡室長並びにレプトスピラ症摘発犬の検疫に関係した動物検疫所長（支所長、出張所長を含む。）に報告する。また、摘発犬と同一の船舶又は航空機に搭載されていた犬の健康状態について確認する。なお、予防規則第50条の係留期間終了後に本病を摘発した場合は、摘発した獣医師（獣医師である家畜防疫官を含む）は、同法第4条1項に基づき届出を管轄する都道府県知事に行う。

#### (5) その他の伝染性疾病を認めたときの対応

狂犬病及びレプトスピラ症以外の伝染性疾病にかかっている犬等を認め、又は飼養管理者あるいは犬等を診療した獣医師からその旨の報告を受けた係留担当動検の家畜防疫官は、各所で設ける施設管理及び飼養管理の基準に基づき必要な措置をとる。なお、疾病が感染症法第13条に定める届出の対象であった場合、係留担当動検所長は、感染症対策専門官に報告するとともに、同法に基づき、当該犬等の係留施設の所在地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に届け出る。

#### 6 輸入検疫証明書の交付

係留担当動検の家畜防疫官は、検疫規則第4条第1項の表輸入の項第1、3（12時間以内の係留期間となった犬又は猫に限る。）及び4号の犬等にあつては、この要領に基づく検査終了後速やかに、それ以外の犬等にあつては係留期間の満了日の翌日（動物検疫所が通常業務を行わない日である場合には、その翌業務日）、犬にあつては犬の輸入検疫証明書（別記様式第11号）を、猫、あらいぐま、きつね又はスカンクにあつては狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書（別記様式第12号）を輸入者に対して交付する。

#### 7 到着港の動物検疫所への報告

到着港を管轄する動物検疫所と係留担当動検が異なる場合、係留担当動検は、前項による輸入検疫証明書を交付後速やかに、検疫終了の旨を到着港の動物検疫所に報告する。

#### 8 係留中の犬等による咬傷等事故への対応

### (1) 医療機関の選定

各動物検疫所は、あらかじめ暴露後発病予防治療を実施することができる医療機関を選定し、緊急時に速やかに対応を依頼できる連絡体制をとっておくこと。なお、選定の際に、検疫所ホームページ「海外渡航者のための感染症情報」の「予防接種機関」を参考とする。

### (2) 咬傷等事故が発生した場合

犬等の輸送中、到着検査時又は係留中に咬傷等事故が発生した場合、到着港の動物検疫所長又は係留担当動検所長は、次により必要な措置をとる。

ア 咬傷等事故の被害者に対し、洗浄、消毒等応急手当の実施を確認するとともに、狂犬病について説明の上、医療機関の速やかな受診と暴露後発病予防治療の実施を強く勧める。

イ 咬傷等事故の発生状況（被害者及び犬等の疫学情報（既滞在地、狂犬病予防注射歴、抗体検査状況等）含む）及び経過について、感染症対策専門官に報告する。また、動物検疫所、咬傷等事故の被害者双方から、咬傷等事故の被害者及び輸入者（飼養者）の住所氏名連絡先及び医療機関の受診の有無等について、咬傷等事故の発生場所を管轄する保健所へ通知する。

ウ 被害者の暴露後発病予防治療中止の可否の判断に資するため、咬傷等事故を起こした犬等に対し、原則として2週間の綿密な臨床観察を実施する。狂犬病の臨床観察及び精密検査は検査指針に従う。また状況に応じて、適切な事故防止策を講じた上で当該犬等から採血し、狂犬病の中和抗体検査等を実施し、関係者に情報提供する。この観察期間中、当該犬等が死亡した場合、又は狂犬病を疑う臨床症状が認められ、かつ輸入者が致死処分に同意し、当該犬等を処分した場合に精密検査を実施する。ただし、狂犬病を疑う臨床症状を認めない状態で致死処分してはならない。精密検査の結果、狂犬病の疑いのある又は狂犬病であると診断された犬等が確認された場合は、5の(4)のアに従い対応すること。

2週間の臨床観察の結果、狂犬病を疑う症状を認めない場合、咬傷等事故の被害者の暴露後発病予防治療を行う医療機関にその旨を連絡するとともに、咬傷等事故の被害者に対し、暴露後発病予防治療の中止の可否について医師の判断を仰ぐよう指導する。なお、2週間の観察期間中に係留が終了する場合は、飼養者から当該犬等の健康状態につき報告を受けられる連絡体制を構築しておくこととする。

## 9 返送または致死処分への対応

犬等の返送、上記8の(2)のウを除く致死処分及び焼却が実施される場合、当該手続を担当する動物検疫所の家畜防疫官は、輸入者の責任及び負担において行わせる。

### (1) 返送

返送手続を担当する動物検疫所の家畜防疫官は、輸送ケージを封印し、搬出時に輸入者以外の輸送関係者（航空会社あるいは通関代理店等）を立ち合わせる等、当

該犬等が確實かつ速やかに返送されることを確認する。

## (2) 致死処分

やむを得ない事情により、輸入者が犬等の致死処分を希望する場合、当該手続を担当する動物検疫所の家畜防疫官は、処分理由、処分者、処分場所、処分方法等について、当該手続を担当する動物検疫所長に届出をさせる。届出を受けた動物検疫所長は、動愛法第23条及び同法に基づく「動物の処分方法に関する指針」（平成7年7月4日総理府告示第40号）に準じ、動物に苦痛を与えない方法で獣医師による処分が行われるよう指導する。

当該手続を担当する動物検疫所の家畜防疫官は、原則として家畜防疫官の監視下で処分を行わせ、処分後、動物検疫所で焼却処理する。動物検疫所以外で焼却された場合は、焼却されたことを確認する。

別紙 1

犬等の到着予定空港又は港を管轄する動物検疫所の区域

管 轄 す る 動 物 検 疫 所		到 着 予 定 空 港 又 は 港 が 所 在 す る 区 域
動物検疫所	動物検疫所	栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県
	北海道出張所	北海道
	仙台空港出張所	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県
	新潟空港出張所	新潟県
	清水出張所	静岡県
成田支所	成田支所	茨城県、千葉県(千葉港を除く。)
羽田空港支所	羽田空港支所	東京都(東京港を除く。)
	東京出張所	東京都(東京港に限る。)、千葉県(千葉港に限る。)
中部空港支所	中部空港支所	長野県、岐阜県、愛知県(名古屋港、三河港、名古屋飛行場を除く。)、三重県
	小松出張所	富山県、石川県、福井県
	名古屋出張所	愛知県(名古屋港、三河港、名古屋飛行場に限る。)
神戸支所	神戸支所	京都府、滋賀県、兵庫県
	大阪出張所	大阪府(関西国際空港を除く。)、奈良県、和歌山県
	岡山空港出張所	鳥取県、島根県、岡山県
	広島空港出張所	広島県
関西空港支所	関西空港支所	大阪府(関西国際空港に限る。)
	小松島出張所	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
門司支所	門司支所	山口県、福岡県(北部家畜保健衛生所の管轄区域に限る。)、大分県
	博多出張所	佐賀県、福岡県(中央、両筑及び筑後家畜保健衛生所の管轄区域のうち、福岡空港を除いた区域。)
	福岡空港出張所	福岡県(福岡空港に限る。)、熊本県
	長崎空港出張所	長崎県
	鹿児島空港出張所	宮崎県、鹿児島県
沖縄支所	沖縄支所	沖縄県(那覇空港を除く。)
	那覇空港出張所	沖縄県(那覇空港に限る。)

## 別紙 2

### 直接輸入の解釈について

犬等の輸入検疫規則第4条表輸入の項第1、2及び4号における「直接輸入される」に該当する場合は、原則として下記の1及び2のとおりとするが、1及び2によって輸入することができない犬等で下記の3の条件に該当する場合、「直接輸入された」と判断して差し支えないものとする。

#### 記

- 1 指定地域から輸入される次の(1)～(3)のいずれかに該当する犬等
  - (1) 輸出国（指定地域）において輸送ケージが封印され、輸出国政府機関の証明書に記載されている封印の様式と照合でき、到着時に封印が破損していない場合。なお、身体障害者を補助する犬であって、輸送中に同伴する身体障害者の補助を行う必要があった場合は、必ずしもこの限りではない
  - (2) 航空機で輸送される犬等で、輸出国から直行便で輸送されたことが、航空貨物運送状等で確認できる場合
  - (3) 輸出国から出港する船舶で輸送される犬等で、輸出国以外の地域に寄港していないことが書類等で確認できる場合
- 2 告示の3に基づき農林水産大臣に指定された施設から輸入される試験研究用犬又は猫であって、当該施設から搬出される際に輸送ケージが封印され、輸出国政府機関の証明書に記載された封印の様式と照合でき、到着時にシールが破損していない場合
- 3 指定地域から輸入され、次の(1)～(3)のいずれかに該当する犬等
  - (1) 輸出国において航空機に搭載され、第3国（指定地域以外）に着陸したが、犬等は取り下ろされることなく同一機で日本に到着したことが、航空貨物運送状等で確認できる場合
  - (2) 輸出国において航空機に搭載され、第3国（指定地域以外）で別の航空機に載せ替えられたが、犬等が当該飛行場内から出ていないことが客観的に判断できる場合
  - (3) 輸出国において第3国（指定地域以外）に寄港する船舶で輸送された場合、寄港地において船外に出ていないこと及び他の動物と接触がなかった旨、船長等による宣誓書が提出された場合

なお、指定地域から発送され、指定地域以外を經由して輸入される犬等であって、到着時に封印が破損又は欠落している場合であっても、犬等が経由地において当該飛行場内又は港内から出ていないこと、かつ犬等が他の狂犬病感受性動物と接触がなかったことが客観的に判断できる場合、「直接輸入された」と判断して差し支えないものとする。

狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書

NOTIFICATION FOR IMPORT OF DOGS  
UNDER THE RABIES PREVENTION LAW AND THE DOMESTIC ANIMAL INFECTIOUS DISEASES CONTROL LAW

年 月 日 届出者住所氏名及び連絡先  
Year Month Day Name and address of applicant

氏名 Name : 法人の場合には、その名称  
( ) 印  
住所 Address : 及び代表者の住所氏名

電話番号 Telephone :  
FAX :  
E-mail :

動物検疫所長 殿  
To the chief of Animal Quarantine Service  
動物を輸入したいので、下記のとおり届出をいたします。  
I hereby notify for the importation of the undermentioned animal(s).

動物の種類 Species of animal(s)	頭数 Quantity
生年月日(年齢) Date of birth (Age)	性別 Sex
仕出国名 Country of export	輸入の場所 Scheduled place of arrival
搭載予定地及び搭載予定年月日 Scheduled date and place of embarkation	
輸入の時期(到着予定年月日) Scheduled date of arrival (year/month/day)	搭載予定船舶(航空機)名 Name of scheduled vessel (or flight No.)
荷送人住所氏名 Name and address of consignor	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	

記入注意:

- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 次頁のその他参考となるべき事項欄には、用途、仕向地、仕出地(飼養施設名称及び住所)、その他輸入検査上参考となるべき事項を記載すること。  
In the last column of next page, please note the information such as the use of the animal(s), the destination, name and address of the facility in which the animal(s) is/are kept, etc.

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その他参考となるべき事項 (Other useful information)

名称 Name of animal(s)				
個体識別方法(マイクロチップ等) Means for identification (e.g.microchip)			個体識別番号/マーク Identification number/Mark	
標識年月日 Date of identification(year/month/day)		標識部位 Location of identification		マイクロチップ(リーダ)の種類 Type of microchip (reader)
品種 Breed			毛色 Color	
用途 Use			輸送形態(貨物又は携帯品) cargo or hand luggage	
体長 Length		cm	体高 Height	cm
			体重 Weight	kg
仕出地(飼養施設名称及び住所) Name and address of the facility in which the animal(s) is/are kept				
仕向地(名称及び住所) Name and address of destination				
過去1年以内の訪問国及びその年月日 Countries visited in the past 12 months and the date of visits				
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
採血前 Before blood sampling				
採血後 Booster(if any)				
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	採血日 Date of blood sampling (year/month/day)		抗体価 Antibody titer	IU/ml
	検査機関名及び住所 Name and address of the designated laboratory			
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

**狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書**  
**NOTIFICATION OF IMPORT OF ANIMALS UNDER THE RABIES PREVENTION LAW**

年 月 日 届出者住所氏名及び連絡先  
 Year Month Day Name and address of applicant

氏名 Name : 法人の場合には、その名称  
 ( ) 印  
 住所 Address : 及び代表者の住所氏名

電話番号 Telephone :  
 FAX :  
 E-mail :

動物検疫所長 殿  
 To the chief of Animal Quarantine Service  
 動物を輸入したいので、下記のとおり届出をいたします。  
 I hereby notify for the importation of the undermentioned animal(s).

動物の種類 Species of animal(s)	頭数 Quantity
生年月日(年齢) Date of birth (Age)	性別 Sex
仕出国名 Country of export	輸入の場所 Scheduled place of arrival
搭載予定地及び搭載予定年月日 Scheduled date and place of embarkation	
輸入の時期(到着予定年月日) Scheduled date of arrival (year/month/day)	搭載予定船舶(航空機)名 Name of scheduled vessel (or flight No.)
荷送人住所氏名 Name and address of consignor	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	

記入注意:  
 1.氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 2.次頁のその他参考となるべき事項欄には、用途、仕向地、仕出地(飼養施設名称及び住所)、その他輸入検査上参考となるべき事項を記載すること。  
 In the last column of next page, please note the information such as the use of the animal(s), the destination, name and address of the facility in which the animal(s) is/are kept, etc.  
 注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その他参考となるべき事項 (Other useful information)

名称 Name of animal(s)				
個体識別方法(マイクロチップ等) Means for identification (e.g. microchip)			個体識別番号/マーク Identification number/Mark	
標識年月日 Date of identification(year/month/day)		標識部位 Location of identification		マイクロチップ(リーダ)の種類 Type of microchip (reader)
品種 Breed			毛色 Color	
用途 Use			輸送形態(貨物又は携帯品) cargo or hand luggage	
体長 Length		cm	体高 Height	cm
			体重 Weight	kg
仕出地(飼養施設名称及び住所) Name and address of the facility in which the animal(s) is/are kept				
仕向地(名称及び住所) Name and address of destination				
過去1年以内の訪問国及びその年月日 Countries visited in the past 12 months and the date of visits				
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
採血前 Before blood sampling				
採血後 Booster(if any)				
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	採血日 Date of blood sampling (year/month/day)		抗体価 Antibody titer	
	IU/ml			
	検査機関名及び住所 Name and address of the designated laboratory			
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				

注意 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3号

# 動物の輸入に関する変更届出書

Modification on notification of import of animals

動物検疫所 ( )長 殿

年 月 日  
year month day

To the chief of Animal Quarantine Service( )

届出者住所氏名 Name and address of applicant

氏名 Name

住所 Address

電話番号 Telephone

FAX

法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名

印

年 月 日付で提出した動物の輸入に関する届出については、下記のとおり変更したいので届出をいたします。  
(year/month/date).

I hereby modify the notification that I submitted on (

届出受理書番号 Approval No.

変更理由 Reason of modifying	変更前 Before	変更後 After
変更事項 Modifying item		

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第4号の1

	<b>Form A</b>
Approval No. : _____	Last update: 26 Nov 2004
The approval of import inspection is given to the importer from the Animal Quarantine Service by mail, fax or other electronic means.	

## Certificate for dogs, cats, fox, raccoon or skunk to be imported into Japan

Note. This certificate consists of Form A and B or C or D.

Each document becomes eligible with an official stamp by the exporting country.

Either type or write clearly in BLOCK letters in English. Where applicable, check the relevant box.

No correction fluid shall be used. The original entry shall be struck through and remain legible. The correction shall be written adjacent to the original and signed.

### A. Declaration by exporter

I, \_\_\_\_\_, an exporter understand the conditions for the animal to be imported into Japan and declare that to the best of my knowledge and belief all the details to be filled in this form are true and correct that:

Exporter's address: \_\_\_\_\_

Tel / Fax: \_\_\_\_\_

Date (year / month / day): \_\_\_\_\_ Signature: \_\_\_\_\_

A-1 Name and address of Consignee: \_\_\_\_\_

Tel / Fax: \_\_\_\_\_

A-2 Name and address of Consignor: \_\_\_\_\_

Tel / Fax: \_\_\_\_\_

A-3 Exporting country : \_\_\_\_\_

#### A-4 Description of the animal

(1) Species : \_\_\_\_\_ (2) Pet name (if applicable) : \_\_\_\_\_

(3) Breed : \_\_\_\_\_ (4) Sex : \_\_\_\_\_

(5) Date of birth : \_\_\_\_\_

(6) Colour, coat type and other distinctive features (e.g. marking, tattoo) : \_\_\_\_\_

#### (7) Microchip

Number : \_\_\_\_\_

Date of implantation (year / month / day) : \_\_\_\_\_

ISO standard or  another Type of reader : \_\_\_\_\_

Implantation site of animal : \_\_\_\_\_

#### (8) Use

Personal or  Commercial pet

Other purposes : \_\_\_\_\_

OFFICIAL GOVERNMENT STAMP

Date: \_\_\_\_\_

別記様式第4号の2

Approval No. : _____	<b>Form B 1/2</b>
An optional form for dogs, cats, fox, raccoon or skunk from the rabies-free designated region	
Last update: 06 Oct 2004	

Note. This certificate consists of Form A and B. Each document becomes eligible with an official stamp by the exporting country.

## B-1. Veterinary Certification

### 1. Clinical examination : Immediately before embarkation ( preferably within 48 hours )

I \_\_\_\_\_, a veterinarian certify that

- Today I have read the microchip implanted in the animal mentioned at A-4 and confirmed the number in A-4 (7).
- The animal mentioned at A-4 has been found to be free from any clinical signs of rabies when this certificate has been signed.
- The dog mentioned at A-4 has been found to be free from any clinical signs of leptospirosis when this certificate has been signed.

Address of veterinarian: \_\_\_\_\_

Date (year / month / day): \_\_\_\_\_ Signature: \_\_\_\_\_

### 2. Other useful health information

( Necessary for the animal to be quarantined in the facility of Animal Quarantine Service upon arrival )

	Vaccinations	Treatment of external parasites	Treatment of internal parasites
Date of vaccination or treatment (year / month / day)			
Date of expiry*1 (year / month / day)		/	/
Kind of vaccination or active ingredient(s)			
Name and address of veterinarian			

\*1 End of immunity calculated by reference to the validity period of the vaccine as stated on the manufacturer's data sheet.

OFFICIAL GOVERNMENT STAMP
Date: _____

Approval No. : \_\_\_\_\_

Form **B** 2/2

An optional form for dogs, cats, fox, raccoon or skunk from the rabies-free designated region

Last update: 06 Oct 2004

Note. This certificate consists of Form A and B. Each document becomes eligible with an official stamp by the exporting country.

## B-2. Certification by Official Veterinarian

### 1. Residency ( check the relevant box )

- The animal mentioned at A-4 has been continuously resident in the exporting country for at least 180 days immediately before shipment to Japan, or since birth.
- The animal mentioned at A-4 has been continuously resident in the exporting country since being directly imported from Japan.
- It is less than 180 days that the animal(s) has been continuously resident in the exporting country before shipment to Japan. (Describe the history for 180 days before shipment to Japan.)

A country or region that the animal had been resident before entering the exporting country : \_\_\_\_\_

Entry date : \_\_\_\_\_

Past history before that ( country and period, if applicable ) :

### 2. There has been no case of rabies for at least two years prior to export in the exporting country.

### 3. The animal mentioned at A-4 has been consigned in a container and sealed with:

Container seal number : \_\_\_\_\_

N.B.) The animal shall be directly transported to Japan. If the animal passes through regions other than the designated rabies-free regions by land, both a container seal and an additional documentation by the airline/ship company (annex) are required.

If the animal is transshipped, a container seal or an annex is required.

I, \_\_\_\_\_, a government veterinarian of exporting country certify that to the best of my knowledge and belief all the details filled in the form A and B that I have endorsed each document with an official stamp, are true and correct.

Official position : \_\_\_\_\_

Country : \_\_\_\_\_

Name and address of Office : \_\_\_\_\_

Signature : \_\_\_\_\_

OFFICIAL GOVERNMENT STAMP

Date: \_\_\_\_\_

別記様式第4号の3

Approval No. : \_\_\_\_\_

Annex

An annex for dogs, cats, fox, raccoon or skunk from the rabies-free designated region Last update: 06 Oct 2004

## Declaration on transportation

- Declaration by exporter or transport agency Note. This part shall be filled in by exporter:

I, \_\_\_\_\_ (name of exporter or agent in charge of transportation and the agency name) understand the conditions for the animal from designated free regions that has to be directly transported into Japan in no contact with other animals.

Date (year/ month/ day): \_\_\_\_\_ Signature: \_\_\_\_\_

## AND

- Optional declaration for the animal passed through regions other than the designated rabies-free regions by land. Note. This part shall be filled in by an animal quarantine or custom officer or an Airline/ ship staff upon departure.

I, \_\_\_\_\_ (name of officer and the position, or Airline/Port staff and the Airline/ship company) certify that the official seal number mentioned at B-2-3 (certification by official veterinarian) has been wholesome upon check in.

Date (year/ month/ day): \_\_\_\_\_ Signature: \_\_\_\_\_

## and/ or

- Optional declaration for the animal transported via air route with transshipment. Note. This part shall be filled in by an animal quarantine or custom officer or an Airline staff of the transhipped airport.

I, \_\_\_\_\_ (name of officer and the position, or Airline staff and the company) certify that the animal mentioned at A-4 has been stayed within the airport during the transshipment at \_\_\_\_\_ (name of airport).

Date (year/ month/ day): \_\_\_\_\_ Signature: \_\_\_\_\_

## and/ or

- Optional declaration for the animal transported via sea route with stop(s) at ports Note. This part shall be filled in by a captain of the ship transporting the animal, which made a stop at any port in a region other than the designated rabies-free region.

The animal was transported by a ship \_\_\_\_\_ (name of ship) which made stop(s) at \_\_\_\_\_ (all the port names and countries).

I \_\_\_\_\_ (name of captain and the ship company) certify that the animal mentioned at A-4 has neither left the ship nor been in contact with other animals during the voyage.

Date (year/ month/ day): \_\_\_\_\_ Signature: \_\_\_\_\_

別記様式第4号の4

Approval No. : _____	<b>Form C 1/3</b> Last update: 15 APR 2010
----------------------	---

Note. This certificate consists of Form A and C. Each document becomes eligible with an official stamp by the exporting country.

## C -1. Veterinary Certification

### 1. Rabies Vaccination (Inactivated or Recombinant vaccine produced in accordance with the OIE standard )

Note. Read the microchip implanted in the dog or cat mentioned at A-4 and confirm the number when vaccination has been given.

《 History of the rabies vaccination (Please write from latest one)》

	Date of vaccination (year / month / day)	Valid period (year) of vaccination* (circle the appropriate )	Name of product and manufacturer (batch number)	Name and address of veterinarian
<b>I</b>		1Y, 2Y, 3Y  (other Y)		
<b>II</b>		1Y, 2Y, 3Y  (other Y)		
<b>III</b>		1Y, 2Y, 3Y  (other Y)		
<b>IV</b>		1Y, 2Y, 3Y  (other Y)		
<b>V</b>		1Y, 2Y, 3Y  (other Y)		

It can be substituted by an attachment of the certificate issued by the Animal Quarantine Officer, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries(MAFF), Japan, certifying all the listed items.

\* End of immunity calculated by reference to the validity period of the vaccine as stated on the manufacturer's data sheet.

OFFICIAL GOVERNMENT STAMP
Date: _____

Approval No. : \_\_\_\_\_

Form C 2/3  
Last update: 15 APR 2010

Note. This certificate consists of Form A and C. Each document becomes eligible with an official stamp by the exporting country.

## 2. Rabies serological test(Please write from latest one)

Note. Read the microchip implanted in the dog or cat mentioned at A-4 and confirm the number when sampling.

The laboratory report of the result shall be attached. \*

### I

Date of Sampling (year / month / day)	
Name and address of veterinarian who took or supervised the blood sampling	
Name of the laboratory designated by the Japanese government	
Test result (IU/ml) (Equal to or greater than 0.5 IU/ml)	

### II

Date of Sampling (year / month / day)	
Name and address of veterinarian who took or supervised the blood sampling	
Name of the laboratory designated by the Japanese government	
Test result (IU/ml) (Equal to or greater than 0.5 IU/ml)	

\* It can be substituted by an attachment of the certificate issued by the Animal Quarantine Officer, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries(MAFF), Japan, certifying all the listed items.

\* [平成22年(2010年)10月1日時点]  
内容を更新する場合は、動物検疫所ホームページに更新版を掲載します。  
\* 最新版のダウンロードはこちらから：  
<http://www.maff.go.jp/aqs/animal/dog/import-index.html#suisyo>

OFFICIAL GOVERNMENT STAMP

Date:

Approval No. : \_\_\_\_\_

Form C 3/3

Last update: 15 APR 2010

Note. This certificate consists of Form A and C. Each document becomes eligible with an official stamp by the exporting country.

**3. Clinical examination:** Immediately before embarkation ( preferably within 48 hours )

I, \_\_\_\_\_, a veterinarian certify that;

- Today I have read the microchip implanted in the animal mentioned at A-4 and confirmed the number in A-4 (7).
- The animal mentioned at A-4 has been found to be free from any clinical signs of **rabies** when this certificate has been signed.
- The dog mentioned at A-4 has been found to be free from any clinical signs of **leptospirosis** when this certificate has been signed.

Address of veterinarian: \_\_\_\_\_

Date of clinical examination: \_\_\_\_\_ Signature: \_\_\_\_\_

**4. Other useful health information**

(Necessary for the animal to be quarantined in the facility of Animal Quarantine Service upon arrival)

	Date of vaccination or treatment (year / month / day)	Valid period (year) of vaccination (circle the appropriate )*	Kind of vaccine or active ingredient(s)	Name and address of veterinarian
Other Vaccination (except Rabies)		1Y, 2Y, 3Y (other Y)		
		1Y, 2Y, 3Y (other Y)		
Treatment of internal parasites		/		
Treatment of external parasites		/		

\* End of immunity calculated by reference to the validity period of the vaccine as stated on the manufacturer's data sheet.

**C -2 Endorsement by Official Veterinarian**

I, \_\_\_\_\_, a government veterinarian of exporting country certify that to the best of my knowledge and belief all the details filled in the Form A and C that I have endorsed each document with an official stamp, are true and correct.

Official position : \_\_\_\_\_

Country : \_\_\_\_\_

Name and address of Office : \_\_\_\_\_

Signature : \_\_\_\_\_

OFFICIAL GOVERNMENT STAMP
Date: _____

別記様式第4号の5

Approval No. : \_\_\_\_\_

Form D1/2

An optional form for laboratory dogs or cats from the designated facility

Last update: 06 Oct 2004

Note. This certificate consists of Form A and D. Each document becomes eligible with an official stamp by the exporting country.

## D-1. Veterinary Certificate

I, \_\_\_\_\_, a veterinarian certify that to the best of my knowledge and belief all the details to be filled in this form is true and correct that:

Address of veterinarian: \_\_\_\_\_

Date (year/ month/ day): \_\_\_\_\_ Signature: \_\_\_\_\_

### 1. Facility in which the animal described in A-4 has been kept

Name and address : \_\_\_\_\_

- The facility is designated as an exporting facility of laboratory dog or cat by the Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan.
- The animal mentioned in A-4 originates from a flock that has been kept isolated for at least 180 days or since birth until immediately before shipment to Japan in the facility.
- No animal has been introduced into the flock of origin for at least 180 days until immediately before shipment to Japan.
- There has been no outbreak of rabies in the facility for at least two years prior to shipment to Japan.

### 2. Clinical examination : Immediately before embarkation ( preferably within 48 hours )

I certify that:

- Today I have read the microchip implanted in the animal mentioned at A-4 and confirmed the number in A-4 (7).
- The animal mentioned at A-4 has been found to be free from any clinical signs of rabies when this certificate has been signed.
- The dog mentioned at A-4 has been found to be free from any clinical signs of leptospirosis when this certificate has been signed.
- Container seal number : \_\_\_\_\_

OFFICIAL GOVERNMENT STAMP

Date: \_\_\_\_\_

Approval No. : _____	<b>Form D 2/2</b>
An optional form for laboratory dogs or cats from the designated facility	Last update: 06 Oct 2004

Note. This certificate consists of Form A and D. Each document becomes eligible with an official stamp by the exporting country.

3. Other useful health information

(Necessary for the animal to be quarantined in the facility of Animal Quarantine Service upon arrival)

	Vaccination	Treatment of external parasites	Treatment of internal parasites
Date of vaccination or treatment (year / month / day)			
Date of expiry <sup>*1</sup> (year / month / day)		/	/
Kind of vaccination or active ingredient (s)			
Name and address of veterinarian			

\*1 End of immunity calculated by reference to the validity period of the vaccine as stated on the manufacturer's data sheet.

## D-2 Endorsement by Official Veterinarian

I, \_\_\_\_\_, a government veterinarian of exporting country certify that to the best of my knowledge and belief all the details filled in the form A and D that I have endorsed each document with an official stamp, are true and correct.

Official position : \_\_\_\_\_

Country : \_\_\_\_\_

Name and address of Office : \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

Signature : \_\_\_\_\_

OFFICIAL GOVERNMENT STAMP
Date: _____

## 別記様式第5号の1

指定地域から日本に輸入される犬等の輸入に関する手引書(最終更新 2010年10月)

農林水産省 動物検疫所

指定地域:台湾、アイスランド、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、英国(グレートブリテン及び北アイルランドに限る。)、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアム(2010年4月15日現在)

日本に輸入される犬・猫・きつね・あらいぐま・スカンク(以下犬等)は、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法(犬のみ)に基づく輸入検疫を受ける必要があります。条件を充たして日本に到着した犬等の係留期間は、12時間以内です。条件を充たしていない犬等は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日以内)の係留検査を受けることになります。犬等は検査の結果、返送又は処分されることがあります。

本手引書は、上記の対象地域から輸入される犬等に必要な事前の処置及び手続きの詳細、日本到着時の輸入検疫等について記しています。

犬等:犬、猫、きつね、スカンク、あらいぐま(対象となる動物種の詳細は6参照)

輸出国政府機関の証明書:本手引書に沿って、輸出国政府機関が発行する証明書を取得しなければなりません。日本の推奨様式(Form A、Form B、ANNEX)を使用することをお勧めします。Form A、Form BとANNEXは、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます(詳細は1(4)(5)参照)。

## 目次

1. 輸入前の準備
  - (1) マイクロチップの装着
  - (2) 事前届出書の提出
  - (3) 届出受理書
  - (4) 出国前の臨床検査
  - (5) 輸出国政府機関の証明書の取得
  - (6) 輸送
2. 推奨される処置等
  - (1) 予防注射
  - (2) 寄生虫の駆除
  - (3) 輸送ケージ
  - (4) 到着予定の連絡
  - (5) 輸送、係留に適する健康状態
3. 輸入検疫
  - (1) 到着時の検査
  - (2) 係留検査
4. 輸入者の責務
5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧
6. 対象となる動物種
7. 日本から輸出国に直接輸出された後に帰国する犬等

日本に到着した犬等の係留期間が 12 時間以内となるための条件は、次の1を全て満たしていることです。1を満たしていない犬等は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180 日以内)の係留検査を受けることになります。また検査の結果、返送又は処分されることがあります。

## 1. 輸入前の準備

次の(1)及び(4)については、輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。犬を輸入しようとする方(以下、輸入者)は、あらかじめ日本の推奨する証明書様式(Form A、Form B)を入手し、処置を行った獣医師に必要事項を記載してもらい、最後に輸出国政府機関の裏書きを取得する方法を勧めます。証明書の推奨様式は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。

### (1) マイクロチップの装着

国際標準化機構(ISO)11784 及び 11785 に適合するマイクロチップを犬等に装着します。装着部位は使用説明書に従い、装着後は確実にマイクロチップが入っていることを確認してください。また、出国前の臨床検査時には、必ず読み取り機でマイクロチップ番号を読みとり、個体を確認してください。既に入っているマイクロチップや装着したマイクロチップが ISO11784 及び 11785 規格以外の場合は、輸入者は自ら適合する読み取り機を用意し、マイクロチップ番号を確認できるようにしてください。なお、一部の ISO 規格以外のマイクロチップについては、動物検疫所において読取り可能な場合もありますので、事前に到着予定港の動物検疫所にお問い合わせください。

輸出国政府機関の証明書には、マイクロチップ番号が記載されなければなりません(1(5)参照)。日本到着時の輸入検査でマイクロチップ番号が確認できない又はマイクロチップ番号が輸出国政府機関の証明書と照合できない動物は、180 日間の係留検査となります。マイクロチップ番号を含め、何れの方法でも輸出国政府機関の証明書との照合ができない犬等は、輸出国政府機関の証明書がないものとして返送となります。

### (2) 事前届出の提出

動物を搭載した船舶又は航空機が日本に到着する日の 40 日前までに、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所に「届出書」(犬は「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書」、その他は「狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書」)を Fax 又は郵送にて提出してください。変更あるいは追加情報がある場合は、「変更届出書」を提出してください。「届出書」と「変更届出書」は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。係留検査の予定について、動物検疫所が輸入者に問い合わせることがあります。届出書には、連絡先(電話番号、ファクシミリ、電子メールアドレス)を明記してください(主要空港(港)を管轄する動物検疫所は、5を参照)。

なお、日本到着後に 12 時間を超える係留検査となる予定で、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所の係留施設以外での係留を希望する場合は、届出書提出時にお知らせください(係留施設の所在地は、3(2)参照)。

### (3) 届出受理書

届出書が受け付けられると、動物検疫所から輸入者に対し、「動物の輸入に関する届出受理書」が交付されます。受理書は Fax、電子メール又は郵送にて届出者に送付されます。届出者以外への送付を希望する場合は届出書提出時にお知らせください。

犬等の輸入検査申請時に、受理書に付される受理番号が必要となりますので、必ずご確認ください。

また、犬等の搭載時に、受理書を航空会社等に提示してください。

#### (4) 出国前の臨床検査

出国前(できる限り搭載前2日以内)に、狂犬病(犬は、狂犬病とレプトスピラ症)にかかっていない又はかかっている疑いがないかどうか、獣医師による臨床検査を受けてください(1(5)参照)。

#### (5) 輸出国政府機関の証明書の取得

輸出国政府機関が発行する証明書を取得し、日本到着時に動物検疫所に提出しなければなりません。証明書が処置を行った民間の獣医師により署名されている場合、輸出国政府機関の裏書き(公的機関の獣医師のサインと公印、所属機関名、サインした日付)がなければ、日本到着時に証明書として認められませんのでご注意ください。証明書は、日本の推奨様式(Form A、Form B)を使用することをお勧めします。証明書の推奨様式は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます。

#### 【証明書の主な記載事項】

- ① マイクロチップ番号(規格、番号、挿入年月日、挿入部位)
- ② 輸出国において、過去180日間(若しくは出生以来)飼養されていたこと、又は日本から輸出された後、指定地域のみで飼養されていたこと
- ③ 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)
- ④ 輸出国には、過去2年間狂犬病の発生がなかったこと
- ⑤ 狂犬病以外の予防注射、寄生虫の駆除(注射・処置年月日、注射・処置した獣医師の住所・氏名、ワクチンの有効免疫期間、製品名)
- ⑥ 輸送ケージの封印番号(1(6)参照)

※ 日本到着前、輸出国で飼養されていた期間が180日間未満の犬等

輸出国に入国した日付及びそれ以前に滞在していた国(地域)名が、輸出国政府機関の証明書に明記されていなければなりません。それ以前に滞在していた国(地域)が指定地域でなければ、犬等は日本到着後、180日の不足期間を動物検疫所の施設で係留されます。詳細は、「動物の輸入に関する届出書」の提出時に動物検疫所にお問い合わせください。

#### (6) 輸送

犬等は、輸出国で航空機または船舶に搭載し、直行便(船舶の場合は、日本に到着するまで他の港に寄港しない便)で輸送してください。このような犬等の輸送ケージは、必ずしも封印される必要ありませんが、輸送中は犬等を他の人や狂犬病の感受性動物に接触させないようにしてください。

直行便を利用できない犬等は、輸送ケージの封印あるいは輸送に関する追加証明(ANNEX)が必要となります。次の何れかにより輸送してください。なお、ケージを封印した場合、シール番号あるいはマーク等が輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。追加証明(ANNEX)の推奨様式は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。

ア 輸出国から第3国(指定地域以外)の空港(港)まで陸送され、航空機または船舶に搭載される場合

輸送ケージは輸出国を出る前に必ず封印されなければなりません。さらに搭載時には、封印が破損していないことについて動物検疫機関、税関又は航空会社等に証明してもらってください。

イ 輸出国で航空機に搭載され、第3国(指定地域以外)の空港で異なる航空機に載せ替えられる場合  
輸出国を出る前に輸送ケージを封印するか、または、載せ替えた空港名及び犬等が空港外に出ていないことについて動物検疫機関、税関又は航空会社等に証明してもらってください。

ウ 輸出国から出港し、第3国(指定地域以外)に寄港する船舶で輸送される場合

輸出国を出る前に輸送ケージを封印するか、または、寄港地名及び寄港地において犬等が船外に出ておらず他の人や狂犬病の感受性動物と接触していないことを船長等に証明してもらってください。

日本到着時、上記のことが確認できない(例えば、封印が壊れている、封印様式が輸出国政府機関の証明書と照合できない、追加証明(ANNEX)で必要な項目が証明されていない等)場合、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日以内)係留されることになります。

## 2. 推奨される処置等

日本に輸入される犬等について以下のことを推奨します。特に、日本到着時に12時間を超える係留検査を受ける犬等は動物の健康管理及び係留施設の衛生管理上、予防注射や寄生虫駆除を実施しておくことを強く勧めます。

### (1) 予防注射

91日齢以上の犬又は猫は、日本到着の30日以前(ワクチンの有効免疫期間内)に次の予防注射を勧めます。

犬:ジステンパー、伝染性肝炎(アデノウイルス2型感染症で可)、パルボウイルス感染症の3種混合  
(パラインフルエンザ、レプトスピラ症、コロナウイルス感染症は推奨)

猫:猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症の3種混合

なお、91日齢未満の動物は、獣医師の指導の下、免疫効果を獲得できる時期・回数で、できる限り接種をするようにしてください。

### (2) 寄生虫の駆除

出国前(搭載前4日以内)に次の寄生虫駆除を勧めます。

外部寄生虫:ダニ・ノミに効果のある薬剤で処置し、輸出時の臨床検査においてダニやノミの寄生を認めないことを確認してください。内部寄生虫:線虫類・条虫類に効果のある薬剤を投与してください。

### (3) 輸送ケージ

犬等に苦痛を与えず、逃亡を防ぎ、安全に輸送されるため、次のことを勧めます。

- ・ 動物はできる限り1頭毎に個別の輸送ケージに入れる。
- ・ 輸送ケージは国際航空運送協会(IATA)に準じ、動物が自由に立つ・座る・寝る・回転することができる大きさとし、換気に十分な通気穴を有するものとする。また、通気穴や金網部から動物の鼻先や手足が出ることがなく、逃亡防止の機能を持った構造とする。

#### (4) 到着予定の連絡

到着時の手続を迅速に行うために、日本到着の4日前から前日までに、事前届出の受理番号、搭載便(船)名、到着予定空港(港)、到着予定時刻を、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所へ電話、ファクシミリ又は電子メールで連絡してください。

#### (5) 輸送、係留に適する健康状態

次の犬等は、輸送、係留に適さないので輸入を勧めません。やむを得ず輸入する場合は、事前に輸送及び係留検査に耐えうるか、かかりつけの獣医師と相談してください。

- ・ 幼齢、老齢のもの
- ・ 妊娠中や授乳中のもの
- ・ 既往症がある、病弱、投薬中(寄生虫駆除薬は除く)あるいは負傷しているもの 等

### 3. 輸入検疫

#### (1) 到着時の検査

輸入者は、犬等が日本に到着したら速やかに、到着空港(港)を管轄する動物検疫所に輸入検査申請書を提出し、輸入検疫を受けなければなりません。この際、輸出国政府機関の証明書及びその他の必要書類を提出してください。動物検疫所の家畜防疫官が、書類審査及び犬等の確認を行います。個体識別がなされ、証明書の記載事項により条件を充たしていることが確認された犬等の係留期間は12時間以内となり、通常は短時間で検査が終了します。条件をすべて充たしていない又は充たしていることが確認できない場合は動物検疫所の施設で係留検査を受けることになります(180日以内)。

#### (2) 係留検査

係留検査は、動物検疫所の係留施設で他の動物から隔離されて行われ、狂犬病にかかっているかについて検査します。必要に応じて精密検査を行います。係留期間及び場所は動物検疫所から指示されますが、到着空港(港)以外の動物検疫所での係留を希望する場合は、「届出書」提出時にお知らせください。

係留検査は動物検疫所が行います。しかし、例えば到着空港(港)から係留施設までの輸送、係留中の飼養管理、獣医の往診、犬等の返送・放棄・処分とその費用は、全て輸入者の負担になります。飼養管理は管理業者等に委託することができます。横浜本所、成田支所、中部空港支所、関西空港支所の係留施設には管理業者が常駐しています(平成17年2月現在)。これ以外の施設で係留検査を受ける場合は事前に委託する業者を準備してください。

係留室の広さや施設環境、入退場の規制などは各施設によって異なります。これらのことについては次の動物検疫所にお問い合わせください。

#### 【係留施設が整備されている動物検疫所(及び最寄りの空港(港))】

成田支所<sup>☆</sup>(成田国際空港)、関西空港支所<sup>☆</sup>(関西国際空港)、中部空港支所<sup>☆</sup>(中部国際空港、名古屋港)、沖縄支所(那覇空港、那覇港)、北海道出張所(新千歳空港、苫小牧港)、福岡空港出張所(福岡空港、博多港)、鹿児島空港出張所(鹿児島空港、鹿児島港)、動物検疫所<sup>☆</sup>(横浜本所:京浜港、東京国際空港)、神戸支所(神戸港)、大阪出張所(大阪港)、門司支所(関門港、北九州空港)

☆は管理業者が常駐している係留施設

#### 4. 輸入者の責務

日本到着時及び係留期間中の検査を除き、輸出国での検査・処置、書類の準備、犬等の輸送、日本到着時の輸入検査申請手続き、係留検査中の犬等の飼養管理、民間獣医師による診療、検査終了後の手続き、犬等の引取り、犬等の返送・処分等は、輸入者の責任と負担において行われます。また、民間獣医師による診療は往診のみにより行われます。輸入者は、これらのことを了承した上で、犬等を輸入してください。

#### 5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧(2010年10月現在)

主な空港(港)と管轄する動物検疫所は次表のとおりです。

所 名	輸入空港(港)	電 話	ファクシミリ	電子メール
横浜本所(動物検疫課)	京浜港	045-751-5921	045-751-5951	y-dobutu@aq.s.maff.go.jp
北海道出張所	苫小牧港、 新千歳空港	0123-24-6080	0123-24-6091	chitose@aq.s.maff.go.jp
成田支所検疫第1課	成田国際空港	0476-32-6664	0476-30-3011	na-k1@aq.s.maff.go.jp
成田支所検疫第2課	〃	0476-34-2342	0476-34-2338	na-k2@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	0476-32-6655	0476-30-3012	n-kamotu@aq.s.maff.go.jp
羽田空港支所	東京国際空港	03-5757-9752	03-5757-9758	haneda@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	03-5757-9755	03-5757-9760	h-kamotu@aq.s.maff.go.jp
中部空港支所	中部国際空港	0569-38-8577	0569-38-8585	meiku@aq.s.maff.go.jp
名古屋出張所	名古屋港	052-651-0334	052-661-0203	ng-ken@aq.s.maff.go.jp
関西空港支所検疫課	関西国際空港	072-455-1956	072-455-1957	ka-ken@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	072-455-1958	072-455-1959	k-kamotu@aq.s.maff.go.jp
神戸支所	神戸港	078-222-8990	078-222-8994	ko-ken@aq.s.maff.go.jp
大阪出張所	大阪港	06-6575-3466	06-6575-0977	osaka@aq.s.maff.go.jp
門司支所	関門港、北九 州空港	093-321-1116	093-332-5858	mo-ken@aq.s.maff.go.jp
博多出張所	博多港	092-262-5285	092-262-5283	hakata@aq.s.maff.go.jp
福岡空港出張所	福岡空港	092-477-0080	092-477-7580	fukuoka@aq.s.maff.go.jp
鹿児島空港出張所	鹿児島空港	0995-43-9061	0995-43-9066	kagosima@aq.s.maff.go.jp
沖縄支所	那覇港	098-861-4370	098-862-0093	oki-ken@aq.s.maff.go.jp
那覇空港出張所	那覇空港	098-857-4468	098-859-1646	naha@aq.s.maff.go.jp

★お問い合わせは緊急の場合を除いて FAX または E-mail でお願いいたします。

## 6. 対象となる動物種(2004年11月現在)

本手引書に記載される輸入条件の対象動物は、次表の動物及びこれらの1代雑種となります。

動物種	科	属	種	学名*
犬	イヌ科	イヌ属	イエイヌ	<i>Canis familiaris</i>
猫	ネコ科	ネコ属	イエネコ	<i>Felis catus</i>
あらいぐま	アライグマ科	アライグマ属	全種	<i>Procyon. sp</i>
きつね	イヌ科	キツネ属	全種	<i>Vulpes. sp</i>
		クルペオギツネ属	全種	<i>Dusicyon. sp</i>
		ホッキョクギツネ属	全種	<i>Alopex. sp</i>
		オオミミギツネ属	全種	<i>Otocyon. sp</i>
スカンク	イタチ科	スカンク属	全種	<i>Mephitis. sp</i>
		マダラスカンク属	全種	<i>Spilogale. sp</i>
		ブタバナスカンク属	全種	<i>Conepatus. sp</i>

※出典 世界哺乳類和名辞典(平凡社、1998年)

## 7. 日本から輸出国(指定地域)に直接輸出された後、帰国する犬等

日本国内でマイクロチップを装着し、その番号を記載した動物検疫所発行の証明書を取得して指定地域に輸出された犬等が指定地域に180日間滞在することなく帰国した場合、到着時の係留期間は12時間以内となる場合があります。ただし、出国から帰国まで指定地域以外に滞在していないことの証明が必要です(輸送については上記1(6)参照)。また、帰国の40日前までに、上記1(2)に従って届出書を提出してください。

### 【日本帰国時に必要な書類】

- (1) 日本出国時に動物検疫所が発行した、マイクロチップについて記載されている証明書
- (2) 次の事項を証明した輸出国政府機関が発行する証明書
  - ・ 日本から輸出された後、指定地域のみで飼養されていたこと
  - ・ 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)
  - ・ 輸出国には、過去2年間狂犬病の発生がなかったこと
- (3) 輸送ケージの封印番号、輸送に関する証明書(1(6)参照)

## 別記様式第5号の2

指定地域以外から日本に輸入される犬等の輸入に関する手引書(最終更新 2010年10月)

農林水産省 動物検疫所

台湾、アイスランド、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。)、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアム を除くすべての地域が対象(2010年4月15日現在)

日本に輸入される犬・猫・きつね・あらいぐま・スカンク(以下犬等)は、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法(犬のみ)に基づく輸入検疫を受ける必要があります。条件を充たして日本に到着した犬又は猫の係留期間は、12時間以内です。条件を充たしていない犬又は猫は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日以内)の係留検査を受けることになります。きつね・あらいぐま・スカンクは、事前の処置や証明書の有無にかかわらず、180日間の係留検査となります。犬等は検査の結果、返送又は処分されることがあります。

本手引書は、上記の対象地域から輸入される犬等に必要な事前の処置及び手続の詳細、日本到着時の輸入検疫等について記しています。

犬等: 犬、猫、きつね、スカンク、あらいぐま(対象となる動物種の詳細は6参照)

輸出国政府機関の証明書: 当手引書に沿って、輸出国政府機関が発行する証明書を取得しなければなりません。日本の推奨様式(Form A、Form C)を使用することをお勧めします。Form AとForm Cは、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます(詳細は1(8)参照)。

## 目次

### 1. 輸入前の準備

- (1) マイクロチップの装着
- (2) 狂犬病予防注射(犬又は猫)
- (3) 狂犬病ウィルスに対する血清中和抗体価の検査(犬又は猫)
- (4) 抗体保有後の輸出前待機(犬又は猫)
- (5) 事前届出書の提出
- (6) 届出受理書
- (7) 出国前の臨床検査
- (8) 輸出国政府機関発行の証明書の取得

### 2. 推奨される処置等

- (1) 予防注射
- (2) 寄生虫の駆除
- (3) 輸送ケージ
- (4) 到着予定の連絡
- (5) 輸送、係留に適する健康状態

### 3. 輸入検査

- (1) 到着時の検査
- (2) 係留検査

### 4. 輸入者の責務

### 5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧

### 6. 対象となる動物種

### 7. 日本から海外に輸出された後に帰国する犬又は猫

### 8. 2010年4月15日から認められた事項について(別紙)

日本に到着した犬又は猫の係留期間が12時間以内となるための条件は、以下の1をすべて満たしていることです。1を満たすためには、一般的に日本到着の7ヶ月以上前から準備を始める必要があります。1を満たしていない犬又は猫は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日以内)の係留検査を受けることになります。

きつね・あらいぐま・スカンクは、到着前の処置や証明書の有無にかかわらず、180日間の係留検査となりますが、狂犬病を発症しているような動物の到着を未然に防ぐため、また、係留期間中の適切な個体管理及び病気や事故等の防止のため、マイクロチップの装着(1(1)参照)と出国前の臨床検査(1(7)参照)、及びそれらを記載した輸出国政府機関の発行する証明書を取得(1(8)参照)して下さい。

なお、犬等は検査の結果、返送又は処分されることがあります。

## 1. 輸入前の準備

以下の順序で準備して下さい。

また、次の(1)(2)(3)及び(7)については、輸出国政府機関が発行する証明書に記載されなければなりません(1(8)参照)。犬等を輸入しようとする方(以下、輸入者)は、あらかじめ日本の推奨する証明書様式(Form A、Form C)を入手し、処置を行った獣医師に必要事項を記載してもらい、最後に輸出国政府機関の裏書きを取得する方法を勧めます。証明書の推奨様式は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。

### (1) マイクロチップの装着

国際標準化機構(ISO)11784及び11785に適合するマイクロチップを犬等に装着します。装着部位は使用説明書に従い、装着後は確実にマイクロチップが入っていることを確認して下さい。また、狂犬病予防注射、狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査のための採血、出国前の臨床検査時には、必ず読み取り機でマイクロチップ番号を読みとり、個体を確認して下さい。既に入っているマイクロチップや装着したマイクロチップがISO11784及び11785規格以外の場合は、輸入者は自ら適合する読み取り機を用意し、マイクロチップ番号を確認できるようにして下さい。なお、一部のISO規格以外のマイクロチップについては、動物検疫において読み取り可能な場合もありますので、事前に到着予定港の動物検疫所にお問い合わせ下さい。

輸出国政府機関の証明書には、マイクロチップ番号が記載されなければなりません(1(8)参照)。日本到着時の輸入検査でマイクロチップ番号が確認できない又はマイクロチップ番号が輸出国政府機関の証明書と照合できない動物は、180日間の係留検査となります。マイクロチップ番号を含め、何れの方法でも輸出国政府機関の証明書との照合ができない犬は、輸出国政府機関の証明書がないものとして返送となります。

### (2) 狂犬病予防注射(犬又は猫)

注射時期: マイクロチップ装着後

マイクロチップ装着後、狂犬病予防注射(国際獣疫事務局(OIE)の基準を満たした不活化ワクチン又は遺伝子組み換え型ワクチンのみを認める)を2回以上接種します。マイクロチップを装着する以前に接種した狂犬病予防注射及び生ワクチンは当条件においては認められないので、再接種する必要があります。なお、マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射を接種している犬又は猫については、その狂犬病予防注射が有効になり、手続の日数が短縮する場合があります。詳細につきましては、別紙のご案内をお読みいただくか、動物検疫所にご相談下さい。

狂犬病予防注射を受ける犬又は猫は、生後 91 日齢以上(生まれた日を 0 日目とする。)でなければなりません。また、2 回目の狂犬病予防注射は、1 回目の接種日から 30 日以上(接種日を 0 日目とする。)経過していて、1 回目の狂犬病予防注射の有効免疫期間内でなければなりません。なお、日本到着日までに有効免疫期間が経過する場合は、必ず狂犬病予防注射を追加接種して下さい。

### (3) 狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査(犬又は猫)

採血時期: マイクロチップ挿入後に 2 回以上狂犬病予防注射(方法は前項)を接種した後(2 回目の接種日も含む。)で、最後に接種した予防注射の有効免疫期間内。

日本の農林水産大臣に指定された検査施設(以下指定検査施設)に血液を送り、狂犬病の抗体検査を受けます。検査結果は、抗体価 0.5IU/ml(血清 1ml あたり 0.5 国際単位)以上でなければなりません。この検査結果は、採血日から 2 年間有効とみなされます。2 年以内に日本に到着しなければ、この結果は無効となりますのでご注意ください。

採血日、指定検査施設、検査結果は、輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。また、指定検査施設からの結果通知書は、日本到着時に輸出国政府機関の証明書に添付して動物検疫所に提出して下さい(1(8)参照)。

血液の採取及び指定検査施設への送付は、あらかじめ指定検査施設に連絡を取り、検査申請書並びに血液の入った容器の表示方法、血清分離の必要の有無、輸送方法に関する情報を入手した上で行って下さい。

血液の採取に際しては、読み取り機を用いてマイクロチップ番号を確認して下さい。血液を入れた容器は、漏れ出さないような容器を用い、密封して下さい。送付血液には、指定検査施設が定める検査申請書に必要事項を記入し、血液の採取を行った獣医師が署名したものを同封して下さい。

なお、指定検査施設は更新(新規指定又は指定取消し)されることがありますので、最新情報は動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)にご確認下さい。

### (4) 抗体保有後の輸出前待機(犬又は猫)

日本到着時の係留期間が 12 時間以内となるためには、前項の採血日から 180 日間以上経過(採血日を 0 日とする。)して、かつ 2 年以内に犬又は猫が日本に到着するようにして下さい。採血日から 180 日間以上経過しないうちに日本に到着した場合、不足する日数を動物検疫所の係留施設で係留されます。

注意) 待機期間中に狂犬病予防注射の有効免疫期間を越える場合は、必ず狂犬病予防注射を追加接種して下さい(1(2)参照)。なお、2 年を超えて日本に到着する場合には再度採血を実施して狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査を実施することになります。ただし、一定の条件を満たせば 2 回目の待機期間は不要になります(別紙のご案内をお読み下さい。)

### (5) 事前届出書の提出

動物を搭載した船舶又は航空機が日本に到着する日の 40 日前までに、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所に「届出書」(犬は「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書」、その他は「狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書」)を Fax 又は郵送にて提出して下さい。変更あるいは追加情報がある場合は、「変更届出書」を提出して下さい。「届出書」と「変更届出書」

は、動物検疫所 (<http://www.maff.go.jp/aqs/>) から入手できます。係留検査の予定について、動物検疫所が輸入者に問い合わせることがあります。届出書には、連絡先(電話番号、ファクシミリ、電子メールアドレス)を明記して下さい(主要空港(港)を管轄する動物検疫所は、5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧を参照)。

なお、日本到着後に 12 時間を超える係留検査となる予定で、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所の係留施設以外での係留を希望する場合は、届出書提出時にお知らせ下さい(係留施設の所在地は、3(2)参照)。

#### (6) 届出受理書

届出書が受け付けられると、動物検疫所から輸入者に対し、「動物の輸入に関する届出受理書」が交付されます。受理書は Fax、電子メール又は郵送にて届出者に送付されます。届出者以外への送付を希望する場合は届出書提出時にお知らせ下さい。

犬等の輸入検査申請時に、受理書に付される受理番号が必要となりますので、必ずご確認ください。また、犬等の搭載時に、受理書を航空会社等に提示して下さい。

#### (7) 出国前の臨床検査

出国前(できる限り搭載前2日以内)に、狂犬病(犬は、狂犬病とレプトスピラ症)にかかっていない又はかかっている疑いがないかどうか、獣医師による臨床検査を受けて下さい(1(8)参照)。

#### (8) 輸出国政府機関の証明書の取得

輸出国政府機関が発行する証明書を取得し、日本到着時に動物検疫所に提出しなければなりません。証明書が処置を行った民間の獣医師により署名されている場合、輸出国政府機関の裏書き(公的機関の獣医師のサインと公印、所属機関名、サインした日付)がなければ、日本到着時に証明書として認められませんのでご注意ください。証明書は、日本の推奨様式(Form A、Form C)を使用することをお勧めします。証明書の推奨様式は、動物検疫所 (<http://www.maff.go.jp/aqs/>) から入手することができます。

#### 【証明書の主な記載事項】(犬又は猫)

- ① マイクロチップ番号(規格、番号、挿入年月日、挿入部位)
- ② 不活化ワクチン又は遺伝子組み換えワクチンによる狂犬病予防注射(当該犬又は猫の輸入検査に必要なすべての接種分の情報)(注射年月日、接種者獣医師の住所・氏名、有効免疫期間、製品名、製造会社、製造番号)
- ③ 狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果(採血年月日、採血した獣医師の住所・氏名、検査施設名及び指定番号、抗体価。検査施設の結果通知書を添付)
- ④ 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)
- ⑤ 狂犬病以外の予防注射、寄生虫の駆除(注射・処置年月日、注射・処置した獣医師の住所・氏名、ワクチンの有効免疫期間、製品名)

※上記(2)のマイクロチップ接種前の狂犬病予防注射が有効となり手続の日数が短縮する場合、及び上記(4)の再度狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査を実施し、待機期間が不要となる場合は、別紙を参照して下さい。

(きつね、スカンク、あらいぐま)

- ① マイクロチップ(規格、番号、挿入年月日、規格、挿入部位)
- ② 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと
- ③ 寄生虫の駆除(処置年月日、処置した獣医師の住所・氏名、製品名)

## 2. 推奨される処置等

日本に輸入される犬等について以下のことを推奨します。特に、日本到着時に12時間を超える係留検査を受ける犬等は動物の健康管理及び係留施設の衛生管理上、予防注射や寄生虫駆除を実施しておくことを強く勧めます。

### (1) 予防注射

生後91日目以上の犬又は猫は、日本到着の30日以前(ワクチンの有効免疫期間内)に次の予防注射を勧めます。

犬:ジステンパー、伝染性肝炎(アデノウイルス2型感染症で可)、パルボウイルス感染症の3種混合  
(パラインフルエンザ、レプトスピラ症、コロナウイルス感染症は推奨)

猫:猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症の3種混合

なお、生後91日目未満の動物は、獣医師の指導の下、免疫効果を獲得できる時期・回数で、できる限り接種をするようにして下さい。

### (2) 寄生虫の駆除

出国前(搭載前4日以内)に次の寄生虫駆除を勧めます。

外部寄生虫:ダニ・ノミに効果のある薬剤で処置し、輸出時の臨床検査においてダニやノミの寄生を認めないことを確認して下さい。

内部寄生虫:線虫類・条虫類に効果のある薬剤を投与して下さい。

### (3) 輸送ケージ

犬等に苦痛を与えず、逃亡を防ぎ、安全に輸送されるため、次のことを勧めます。

- ・ 動物はできる限り1頭毎に個別の輸送ケージに入れる。
- ・ 輸送ケージは国際航空運送協会(IATA)に準じ、動物が自由に立つ・座る・寝る・回転することができる大きさとし、換気に十分な通気穴を有するものとする。また、通気穴や金網部から動物の鼻先や手足が出ることがなく、逃亡防止の機能を持った構造とする。

### (4) 到着予定の連絡

到着時の手続を迅速に行うために、日本到着の4日前から前日までに、事前届出の受理番号、搭載便(船)名、到着予定空港(港)、到着予定時刻を、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所へ電話、ファクシミリ又は電子メールで連絡して下さい。

### (5) 輸送、係留に適する健康状態

次の犬等は、輸送、係留に適さないので輸入を勧めません。やむを得ず輸入する場合は、事前に輸送及び係留検査に耐えられるか、かかりつけの獣医師と相談して下さい。

- ・ 幼齢、老齢のもの
- ・ 妊娠中や授乳中のもの
- ・ 既往症がある、病弱、投薬中（寄生虫駆除薬は除く）あるいは負傷しているもの 等

### 3. 輸入検疫

#### (1) 到着時の検査

輸入者は、犬等が日本に到着したら速やかに、到着空港（港）を管轄する動物検疫所に輸入検査申請書を提出し、輸入検疫を受けなければなりません。この際、輸出国政府機関の証明書、指定検査施設が発行した検査通知書及びその他の必要書類を提出して下さい。動物検疫所の家畜防疫官が、書類審査及び犬等の確認を行います。個体識別がなされ、証明書の記載事項により条件を充たしていることが確認された犬又は猫の係留期間は12時間以内となり、通常は短時間で検査が終了します。犬又は猫のうち条件をすべて充たしていない又は充たしていることが確認できない場合、及びきつね、あらいぐま、スカンクは動物検疫所の施設で係留検査を受けることとなります（180日以内）。また、抜打ち的に採血検査を行うこともあります。

#### (2) 係留検査

係留検査は、動物検疫所の係留施設で他の動物から隔離されて行われ、狂犬病にかかっているかについて検査します。必要に応じて精密検査を行います。係留期間及び場所は動物検疫所から指示されますが、特に希望する場所がある場合は、「届出書」提出時にお知らせ下さい。

係留検査は動物検疫所が行います。しかし、例えば到着空港（港）から係留施設までの輸送、係留中の飼養管理、獣医の往診、犬等の返送・放棄・処分とその費用は、すべて輸入者の負担になります。飼養管理は管理業者等に委託することができます。横浜本所、成田支所、中部空港支所、関西空港支所の係留施設には管理業者が常駐しています（平成22年4月現在）。これ以外の施設で係留検査を受ける場合は事前に委託する業者を準備して下さい。

係留室の広さや施設環境、入退場の規制などは各施設によって異なります。これらのことについては次の動物検疫所にお問い合わせ下さい。

#### 【係留施設が整備されている動物検疫所（及び最寄りの空港（港））】

成田支所<sup>☆</sup>（成田国際空港）、関西空港支所<sup>☆</sup>（関西国際空港）、中部空港支所<sup>☆</sup>（中部国際空港、名古屋港）、沖縄支所（那覇空港、那覇港）、北海道出張所（新千歳空港、苫小牧港）、福岡空港出張所（福岡空港、博多港）、鹿児島空港出張所（鹿児島空港、鹿児島港）、動物検疫所<sup>☆</sup>（横浜本所：京浜港、東京国際空港）、神戸支所（神戸港）、大阪出張所（大阪港）、門司支所（関門港、北九州空港）

☆は管理業者が常駐している係留施設

### 4. 輸入者の責務

日本到着時及び係留期間中の検査を除き、輸出国での検査・処置、書類の準備、犬等の輸送、日本到着時の輸入検査申請手続、係留検査中の犬等の飼養管理、民間獣医師による診療、検査終了後の手続、犬等の引取り、犬等の返送・処分等は、輸入者の責任と負担において行われます。また、民間獣医師による診療は往診のみにより行われます。輸入者は、これらのことを了承した上で、犬等を輸入して下さい。

5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧(2010年10月現在)

主な空港(港)と管轄する動物検疫所は次表のとおりです。

所名	輸入空港(港)	電話	ファクシミリ	電子メール
横浜本所(動物検疫課)	京浜港	045-751-5921	045-751-5951	y-dobutu@aq.s.maff.go.jp
北海道出張所	苫小牧港、 新千歳空港	0123-24-6080	0123-24-6091	chitose@aq.s.maff.go.jp
成田支所検疫第1課	成田国際空港	0476-32-6664	0476-30-3011	na-k1@aq.s.maff.go.jp
成田支所検疫第2課	〃	0476-34-2342	0476-34-2338	na-k2@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	0476-32-6655	0476-30-3012	n-kamotu@aq.s.maff.go.jp
羽田空港支所	東京国際空港	03-5757-9752	03-5757-9758	haneda@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	03-5757-9755	03-5757-9760	h-kamotu@aq.s.maff.go.jp
中部空港支所	中部国際空港	0569-38-8577	0569-38-8585	meiku@aq.s.maff.go.jp
名古屋出張所	名古屋港	052-651-0334	052-661-0203	ng-ken@aq.s.maff.go.jp
関西空港支所検疫課	関西国際空港	072-455-1956	072-455-1957	ka-ken@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	072-455-1958	072-455-1959	k-kamotu@aq.s.maff.go.jp
神戸支所	神戸港	078-222-8990	078-222-8994	ko-ken@aq.s.maff.go.jp
大阪出張所	大阪港	06-6575-3466	06-6575-0977	osaka@aq.s.maff.go.jp
門司支所	関門港、北九 州空港	093-321-1116	093-332-5858	mo-ken@aq.s.maff.go.jp
博多出張所	博多港	092-262-5285	092-262-5283	hakata@aq.s.maff.go.jp
福岡空港出張所	福岡空港	092-477-0080	092-477-7580	fukuoka@aq.s.maff.go.jp
鹿児島空港出張所	鹿児島空港	0995-43-9061	0995-43-9066	kagosima@aq.s.maff.go.jp
沖縄支所	那覇港	098-861-4370	098-862-0093	oki-ken@aq.s.maff.go.jp
那覇空港出張所	那覇空港	098-857-4468	098-859-1646	naha@aq.s.maff.go.jp

★お問い合わせは緊急の場合を除いて FAX 又は E-mail でお願いいたします。

## 6. 対象となる動物種(2004年11月現在)

本手引書に記載される輸入条件の対象動物は、次の動物及びこれらの1代雑種となります。

動物種	科	属	種	学名*
犬	イヌ科	イヌ属	イエイヌ	<i>Canis familiaris</i>
猫	ネコ科	ネコ属	イエネコ	<i>Felis catus</i>
あらいぐま	アライグマ科	アライグマ属)	全 種	<i>Procyon. sp</i>
きつね	イヌ科	キツネ属	全 種	<i>Vulpes. sp</i>
		クルペオギツネ属	全 種	<i>Dusicyon. sp</i>
		ホッキョクギツネ属	全 種	<i>Alopex. sp</i>
		オオミミギツネ属	全 種	<i>Otocyon. sp</i>
スカンク	イタチ科	スカンク属	全 種	<i>Mephitis. sp</i>
		マダラスカンク属	全 種	<i>Spilogale. sp</i>
		ブタバナスカンク属	全 種	<i>Conepatus. sp</i>

※出典 世界哺乳類和名辞典(平凡社、1998年)

## 7. 日本から輸出された後に帰国する犬又は猫

上記1(1)(2)(3)の処置をせずに輸出された後に帰国する犬又は猫に対する輸入検疫は、日本に輸入される一般の犬又は猫と同様に行われます。海外滞在中に1及び2の処置と手続を行って下さい。

日本国内で、上記1(1)(2)(3)に従ってマイクロチップの装着、狂犬病予防注射の接種(2回以上)及び狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果を記載した動物検疫所発行の証明書を取得して輸出された犬又は猫が、採血日から2年間を経過するまでの間に帰国した場合、到着時の係留期間は12時間以内となる場合があります。ただし、海外滞在中に、狂犬病予防注射の有効免疫期間を満了してしまう場合には、その前に予防注射をしておかなければなりません。また、帰国の40日前までに、上記1(5)に従って届出書を提出して下さい。

これらの要件に該当する犬又は猫に必要な書類は以下のとおりです。しかし、条件を充たしていなければ長期間の係留検査(180日以内)を受けなければなりません。

### 【日本帰国時に必要な書類】

- (1) 日本出国時に動物検疫所が発行したマイクロチップによる個体識別、2回以上の狂犬病予防注射、狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果を記載した証明書
- (2) (海外滞在中に、狂犬病予防注射をした犬又は猫)  
輸出国政府機関の発行する狂犬病予防注射証明書  
(接種年月日、接種した獣医師の住所・氏名、有効免疫期間、製品名、製造会社、製造番号)
- (3) (海外滞在中に、採血し、狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査を行った犬又は猫)  
輸出国政府機関の発行する狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果を記載した証明書
- (4) 輸出国政府機関が発行する狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)を記載した証明書

狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果は採血日から2年間有効です。採血日から2年以上経過してから帰国する犬又は猫は、再度採血し、中和抗体価の検査を受けなければならないのでご注意ください。

なお、継続的に狂犬病予防注射が接種されていて、その有効期間内であり、かつ前回の採血日から180日以上2年以内に採血して狂犬病に対する中和抗体価の検査を受けた場合は、待機期間が不要になります(別紙参照)。

(別紙)

2010年4月15日から認められた事項について

1 マイクロチップ装着前に狂犬病予防注射を接種している犬又は猫につきましては以下により、手続きの日数が短縮する場合があります。

なお、狂犬病予防注射については、不活化ワクチンの他遺伝子組み換え型ワクチンも認められました。

(1) 条件

マイクロチップ装着前の狂犬病予防注射（予防注射①）を接種し、30日以上経過し、有効期間内の犬又は猫。

(2) 留意点

マイクロチップ装着後、予防注射①の有効期間内に狂犬病予防注射（予防注射②）の接種及び狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査（抗体検査）のための採血を同時に実施（マイクロチップ装着も同時でもかまいません。）し、抗体価が0.5IU/ml以上の場合、その採血日が待機期間（180日）の起点となり、手順書の1の（2）の2回目の狂犬病予防注射を接種するまでの期間（30日以上）が短縮されます。

なお、抗体価が0.5IU/ml未満であったときは、手順書の1に従い予防注射②を接種した後30日以上かつ有効免疫期間内に再度、狂犬病予防注射（予防注射③）を接種し、再度抗体検査を実施することとなります。

(3) 必要な証明事項

手引書の【証明書的主要記載事項】（犬又は猫）の①及び③～⑤の他以下の記載事項が必要となります。

・不活化ワクチン又は遺伝子組み換え型ワクチンによる狂犬病予防注射

（マイクロチップ装着前の1回の予防注射、マイクロチップ装着後の予防注射及び採血後の追加接種）（注射年月日、接種者獣医師の住所・氏名、有効免疫期間、製品名、製造会社、製造番号）

2 前回の狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査の有効期間内に次の抗体価検査を行った場合は、再度待機・係留を要さないこととなります。具体的には以下の手順となります。

(1) 狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果の有効期間

採血日から2年間有効とみなされます。

(2) 狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査（抗体検査①）の採血日から2年間を経過して日本に到着する場合

抗体価検査の有効期間内に再度、抗体検査（抗体検査②）の採血を行ってください。

※有効期間を経過してしまうと再度、待機・係留が生じてしまいます。

（３）留意点

日本に到着するまでの期間に狂犬病予防注射の有効免疫期間が経過する場合は、必ず狂犬病予防注射を追加接種してください（１（２）参照）。

（４）必要な証明事項

抗体検査②の採血日から１８０日を経過している場合は、手引書の【証明書的主要記載事項】（犬又は猫）の①～⑤の記載事項が必要となります。

一方、抗体検査②の採血日から１８０日を経過していない場合、待機期間を不要にするためには手引書の【証明書的主要記載事項】（犬又は猫）の①、④及び⑤の他以下の記載事項が必要となります。

①不活化ワクチン又は遺伝子組み換え型ワクチンによる狂犬病予防注射

（抗体検査①の採血日の前２回の予防注射及び採血後の追加接種）（注射年月日、接種者獣医師の住所・氏名、有効免疫期間、製品名、製造会社、製造番号）

② 狂犬病ウイルスに対する血清中和抗体価の検査結果

（上記抗体検査①及び②の結果）（採血年月日、採血した獣医師の住所・氏名、検査施設名及び指定番号、抗体価。検査施設の結果通知書を添付）

別記様式第5号の3

日本に輸入される試験研究用犬又は猫の輸入に関する手引書(最終更新 2010年10月)

農林水産省 動物検疫所

本手引書は、日本の農林水産大臣に指定された施設(以下指定生産施設)で生産(飼養)された試験研究用に供する犬又は猫のみに適用されます。

日本に輸入される試験研究用の犬又は猫(以下犬又は猫)は、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法(犬のみ)に基づく輸入検疫を受ける必要があります。以下の条件を充たして日本に到着した犬又は猫の係留期間は、12時間以内です。条件を充たしていない犬又は猫は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日)の係留検査を受けることになります。犬又は猫は検査の結果、返送又は処分されることがあります。

本手引書は、犬又は猫に必要な事前の処置及び手続きの詳細、日本到着時の輸入検疫等について記しています。

輸出国政府機関の証明書:本手引書に沿って、輸出国政府機関が発行する証明書を取得しなければなりません。日本の推奨様式(Form A、Form D)を使用することをお勧めします。Form A と Form D は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手することができます(詳細は1(5)参照)。

## 目次

1. 輸入前の準備
  - (1) マイクロチップの装着
  - (2) 事前届出書の提出
  - (3) 届出受理書
  - (4) 出国前の臨床検査
  - (5) 輸出国政府機関の証明書の取得
  - (6) 輸送
2. 推奨される処置等
  - (1) 予防注射
  - (2) 寄生虫の駆除
  - (3) 輸送ケージ
  - (4) 到着予定の連絡
  - (5) 輸送、係留に適する健康状態
3. 輸入検疫
  - (1) 到着時の検査
  - (2) 係留検査
4. 輸入者の責務
5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧
6. 対象となる動物種

日本に到着した犬又は猫の係留期間が 12 時間以内となるための条件は、次の1を全て満たしていることです。1を満たしていない犬又は猫は、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180 日以内)の係留検査を受けることになります。また検査の結果、返送又は処分されることがあります。

## 1. 輸入前の準備

次の(1)及び(4)については、輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。犬又は猫を輸入しようとする方(以下、輸入者)は、あらかじめ日本の推奨する証明書様式(Form A、Form D)を入手し、処置を行った獣医師に必要な事項を記載してもらい、最後に輸出国政府機関の裏書きを取得する方法を勧めます。証明書の推奨様式は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。

### (1) マイクロチップの装着

国際標準化機構(ISO)11784 及び11785 に適合するマイクロチップを犬又は猫に装着します。マイクロチップの装着方法は使用説明書に従い、装着後は確実にマイクロチップが入っていることを確認してください。なお、指定生産施設において入れ墨(規則化された文字、番号列からなるもの)による生産管理が行われている場合には、マイクロチップと同等の個体識別法として見なされます。

また、出国前の臨床検査時には、必ずマイクロチップ又は入れ墨の番号を読みとり、個体を確認してください。既に入っているマイクロチップや装着したマイクロチップが ISO11784 及び 11785 規格以外の場合は、輸入者は自ら適合する読み取り機を用意し、マイクロチップ番号を確認できるようにしてください。なお、一部の ISO 規格以外のマイクロチップについては、動物検疫所において読取り可能な場合もありますので、事前に到着予定港の動物検疫所にお問い合わせください。

輸出国政府機関の証明書には、マイクロチップ又は入れ墨の番号が記載されなければなりません(1(5)参照)。日本到着時の輸入検査でマイクロチップ又は入れ墨の番号が確認できない、あるいはマイクロチップ又は入れ墨の番号が輸出国政府機関の証明書と照合できない動物は、180 日間の係留検査となります。マイクロチップ又は入れ墨の番号を含め、何れの方法でも輸出国政府機関の証明書との照合ができない犬は、検査証明書がないものとして返送となります。

### (2) 事前届出の提出

動物を搭載した船舶又は航空機が日本に到着する日の40日前までに、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所に「届出書」(犬は「狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入に関する届出書」、猫は「狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書」)を Fax 又は郵送にて提出してください。変更あるいは追加情報がある場合は、「変更届出書」を提出してください。「届出書」と「変更届出書」は、動物検疫所(<http://www.maff.go.jp/aqs/>)から入手できます。係留検査の予定について、動物検疫所が輸入者に問い合わせることがあります。届出書には、連絡先(電話番号、ファクシミリ、電子メールアドレス)を明記してください(主要空港(港)を管轄する動物検疫所は、5参照)。

なお、日本到着後に 12 時間を超える係留検査となる予定で、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所の係留施設以外での係留を希望する場合は、届出書提出時にお知らせください(係留施設の所在地は、3(2)を参照)。

### (3) 届出受理書

届出書が受け付けられると、動物検疫所から輸入者に対し、「動物の輸入に関する届出受理書」が交

付されます。受理書は Fax、電子メール又は郵送にて届出者に送付されます。届出者以外への送付を希望する場合は届出書提出時にお知らせください。

犬又は猫の輸入検査申請時に、受理書に付される受理番号が必要となりますので、必ずご確認ください。また、犬又は猫の搭載時に、受理書を航空会社等に提示してください。

#### (4) 出国前の臨床検査

出国前(できる限り搭載前2日以内)に、狂犬病(犬は、狂犬病とレプトスピラ症)にかかっていない又はかかっている疑いがないかどうか、獣医師による臨床検査を受けてください(1(5)参照)。

#### (5) 輸出国政府機関の証明書の取得

輸出国政府機関が発行する証明書を取得し、日本到着時に動物検疫所に提出しなければなりません。証明書が処置を行った民間の獣医師により署名されている場合、輸出国政府機関の裏書き(公的機関の獣医師のサインと公印、所属機関名、サインした日付)がなければ、日本到着時に証明書として認められませんのでご注意ください。証明書は、日本の推奨様式(Form A、Form D)を使用することをお勧めします。証明書の推奨様式は、動物検疫所 (<http://www.maff.go.jp/aqs/>) から入手することができます。

#### 【証明書の主な記載事項】

- ① マイクロチップ(規格、番号、挿入年月日、挿入部位)又は入れ墨(番号、標識年月日、標識部位)
- ② 狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと(犬は、狂犬病及びレプトスピラ症にかかっていないこと又はかかっている疑いがないこと)
- ③ 指定生産施設の所在地・名称
- ④ 指定生産施設で生産された、又は飼養されていた犬又は猫であること
- ⑤ 輸出前 180 日間、③の施設へ犬又は猫の導入が行われておらず、輸出前 180 日間以上(もしくは犬又は猫が出生して以来)隔離されて飼養されていたこと
- ⑥ ③の施設には、過去2年間狂犬病の発生がなかったこと
- ⑦ 狂犬病以外の予防注射、寄生虫の駆除(注射・処置年月日、注射・処置した獣医師の住所・氏名、ワクチンの有効免疫期間、製品名)
- ⑧ 輸送ケージの封印番号(1(6)参照)

#### (6) 輸送

犬又は猫は、指定生産施設から搬出される際に、必ず輸送ケージは封印され、ケージの封印のシール番号あるいはマーク等は輸出国政府機関の証明書に記載されなければなりません。

日本到着時、上記のことが確認できない(例えば、封印が壊れている、封印様式が輸出国政府機関の証明書と照合できない等)場合、動物検疫所の係留施設において必要な期間(180日以内)係留されることとなります。

## 2. 推奨される処置等

日本に輸入される犬又は猫について以下のことを推奨します。特に、日本到着時に12時間を超える係留検査を受ける犬又は猫は動物の健康管理及び係留施設の衛生管理上、予防注射や寄生虫駆除

を実施しておくことを強く勧めます。

#### (1) 予防注射

91日齢以上の犬又は猫は、日本到着の30日以前(ワクチンの有効免疫期間内)に次の予防注射を勧めます。

犬:ジステンパー、伝染性肝炎(アデノウイルス2型感染症で可)、パルボウイルス感染症の3種混合  
(パラインフルエンザ、レプトスピラ症、コロナウイルス感染症は推奨)

猫:猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症、猫汎白血球減少症の3種混合

なお、91日齢未満の動物は、獣医師の指導の下、免疫効果を獲得できる時期・回数で、できる限り接種をするようにしてください。

#### (2) 寄生虫の駆除

出国前(搭載前4日以内)に次の寄生虫駆除を勧めます。

外部寄生虫:ダニ・ノミに効果のある薬剤で処置し、輸出時の臨床検査においてダニやノミの寄生を認めないことを確認してください。

内部寄生虫:線虫類・条虫類に効果のある薬剤を投与してください。

#### (3) 輸送ケージ

犬又は猫に苦痛を与えず、逃亡を防ぎ、安全に輸送されるため、次のことを勧めます。

- ・ 動物はできる限り1頭毎に個別の輸送ケージに入れる。
- ・ 輸送ケージは国際航空運送協会(IATA)に準じ、動物が自由に立つ・座る・寝る・回転することができる大きさとし、換気に十分な通気穴を有するものとする。また、通気穴や金網部から動物の鼻先や手足が出ることがなく、逃亡防止の機能を持った構造とする。

#### (4) 到着予定の連絡

到着時の手続を迅速に行うために、日本到着の4日前から前日までに、事前届出の受理番号、搭載便(船)名、到着予定空港(港)、到着予定時刻を、到着予定空港(港)を管轄する動物検疫所へ電話、ファクシミリ又は電子メールで連絡してください。

#### (5) 輸送、係留に適する健康状態

次の犬又は猫は、輸送、係留に適さないので輸入を勧めません。やむを得ず輸入する場合は、事前に輸送及び係留検査に耐えられるか、かかりつけの獣医師と相談してください。

- ・ 幼齢、老齢のもの
- ・ 妊娠中や授乳中のもの
- ・ 既往症がある、病弱、投薬中(寄生虫駆除薬は除く)あるいは負傷しているもの 等

### 3. 輸入検疫

#### (1) 到着時の検査

輸入者は、犬又は猫が日本に到着したら速やかに、到着空港(港)を管轄する動物検疫所に輸入検査申請書を提出し、輸入検疫を受けなければなりません。この際、輸出国政府機関の証明書及びその他の必要書類を提出してください。動物検疫所の家畜防疫官が、書類審査及び犬又は猫の確認を行

います。個体識別がなされ、証明書の記載事項により条件を充たしていることが確認された犬又は猫の係留期間は12時間以内となり、通常は短時間で検査が終了します。条件をすべて充たしていない又は充たしていることが確認できない場合は動物検疫所の施設で係留検査を受けることになります(180日)。

## (2) 係留検査

係留検査は、動物検疫所の係留施設で他の動物から隔離されて行われ、狂犬病にかかっているかについて検査します。必要に応じて精密検査を行います。係留期間及び場所は動物検疫所から指示されますが、特に希望する場所がある場合は、届出書提出時にお知らせください。

係留検査は動物検疫所が行います。しかし、例えば到着空港(港)から係留施設までの輸送、係留中の飼養管理、獣医の往診、犬又は猫の返送・放棄・処分とその費用は、全て輸入者の負担になります。飼養管理は管理業者等に委託することができます。横浜本所、成田支所、中部空港支所、関西空港支所の係留施設には管理業者が常駐しています(平成17年2月現在)。これ以外については事前に委託する業者を準備してください。

係留室の広さや施設環境、入退場の規制などは各施設によって異なります。これらのことについては次の動物検疫所にお問い合わせください。

### 【係留施設が整備されている動物検疫所(及び最寄りの空港(港))】

成田支所<sup>☆</sup>(成田国際空港)、関西空港支所<sup>☆</sup>(関西国際空港)、中部空港支所<sup>☆</sup>(中部国際空港、名古屋港)、沖縄支所(那覇空港、那覇港)、北海道出張所(新千歳空港、苫小牧港)、福岡空港出張所(福岡空港、博多港)、鹿児島空港出張所(鹿児島空港、鹿児島港)、動物検疫所<sup>☆</sup>(横浜本所:京浜港、東京国際空港)、神戸支所(神戸港)、大阪出張所(大阪港)、門司支所(関門港、北九州空港)

☆は管理業者が常駐している係留施設

## 4. 輸入者の責務

日本到着時及び係留期間中の検査を除き、輸出国での検査・処置、書類の準備、犬又は猫の輸送、日本到着時の輸入検査申請手続き、係留検査中の犬又は猫の飼養管理、民間獣医師による診療、検査終了後の手続き、犬又は猫の引取り、犬又は猫の返送・処分等は、輸入者の責任と負担において行われます。また、民間獣医師による診療は往診のみにより行われます。輸入者は、これらのことを了承した上で、犬又は猫を輸入してください。

5. 主要空港(港)を管轄する動物検疫所一覧(2010年10月現在)

主な空港(港)と管轄する動物検疫所は次表のとおりです。

所 名	輸入空港(港)	電 話	ファクシミリ	電子メール
横浜本所(動物検疫課)	京浜港	045-751-5921	045-751-5951	y-dobutu@aq.s.maff.go.jp
北海道出張所	苫小牧港、 新千歳空港	0123-24-6080	0123-24-6091	chitose@aq.s.maff.go.jp
成田支所検疫第1課	成田国際空港	0476-32-6664	0476-30-3011	na-k1@aq.s.maff.go.jp
成田支所検疫第2課	〃	0476-34-2342	0476-34-2338	na-k2@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	0476-32-6655	0476-30-3012	n-kamotu@aq.s.maff.go.jp
羽田空港支所	東京国際空港	03-5757-97520	03-5757-97584	haneda@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	03-5757-9755	03-5757-9760	h-kamotu@aq.s.maff.go.jp
中部空港支所	中部国際空港	0569-38-8577	0569-38-8585	meiku@aq.s.maff.go.jp
名古屋出張所	名古屋港	052-651-0334	052-661-0203	ng-ken@aq.s.maff.go.jp
関西空港支所検疫課	関西国際空港	072-455-1956	072-455-1957	ka-ken@aq.s.maff.go.jp
(貨物検査場)	〃	072-455-1958	072-455-1959	k-kamotu@aq.s.maff.go.jp
神戸支所	神戸港	078-222-8990	078-222-8994	ko-ken@aq.s.maff.go.jp
大阪出張所	大阪港	06-6575-3466	06-6575-0977	osaka@aq.s.maff.go.jp
門司支所	関門港、北九 州空港	093-321-1116	093-332-5858	mo-ken@aq.s.maff.go.jp
博多出張所	博多港	092-262-5285	092-262-5283	hakata@aq.s.maff.go.jp
福岡空港出張所	福岡空港	092-477-0080	092-477-7580	fukuoka@aq.s.maff.go.jp
鹿児島空港出張所	鹿児島空港	0995-43-9061	0995-43-9066	kagosima@aq.s.maff.go.jp
沖縄支所	那覇港	098-861-4370	098-862-0093	oki-ken@aq.s.maff.go.jp
那覇空港出張所	那覇空港	098-857-4468	098-859-1646	naha@aq.s.maff.go.jp

★お問い合わせは緊急の場合を除いて FAX または E-mail でお願いいたします。

6. 対象となる動物種(2004年11月現在)

本手引書に記載される輸入条件の対象動物は、次の動物及びこれらの1代雑種となります。

動物種	科	属	種	学名
犬	イヌ科	イヌ属	イエイヌ	<i>Canis familiaris</i>
猫	ネコ科	ネコ属	イエネコ	<i>Felis catus</i>

動物の輸入に関する届出受理書  
APPROVAL OF IMPORT INSPECTION OF ANIMALS

年 月 日

Date(year/month/day) : \_\_\_\_\_

To :

殿

下記の動物について届出を受理しました。 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、  
\_\_\_\_\_ に到着されたく指示します。なお、届出内容に変更が生じる場合には、速やかに動物の輸入に関する変更届出書（別記様式第3号）を提出されるよう申し添えます。

I direct an animal to make it arrive at \_\_\_\_\_  
on \_\_\_\_\_ (year/month/day) to you. Any modification must be notified immediately.

受理番号 :

Approval Number

SAMPLE

仕出国 Country of export	
種類/品種 Species and breed of animal	頭数 Quantity
名称 Name of animal(s)	個体識別番号 Identification number
生年月日 (年齢) Date of birth (Age)	性別 Sex
<p>◎ 予定係留期間 Quarantine period : _____</p> <p>ただし、輸出国政府機関によって輸入に必要な条件（個体識別、狂犬病予防注射、採血・血清検査等）について証明され、上記の時期に日本に輸入された場合の係留期間です。また、上記の係留期間は予定であり、到着時の審査によっては、係留期間が変更されることがあります。なお、到着後の輸入検査における個体確認時の上記動物の保定は、当該動物の特性について熟知した輸入検査申請者又はこれについて伝達を受けた代理人が行って下さい。</p> <p>All requirements shall be certified by the government of exporting country and the animal must be accompanied the certificate. If requirements are not complete, this period may be prolonged. At the time of import inspection for reading microchip, the applicant for import inspection or the agent who know a characteristic of above animal(s) shall hold the animal(s).</p> <p>◎ 予定係留場所 Quarantine place : _____</p> <p>上記の係留場所は予定であり、到着時の審査によっては、係留場所が変更されることがあります。</p> <p>If requirements are not complete, this quarantine place may be changed.</p> <p>◎ その他、受検上の注意事項 Other cautions</p> <p>1) 手引書をよく読み、条件、手続き、輸入者にかかる負担・責務を理解して輸入してください。輸出に際しては本受理書を携行し、輸送機関に提示してください。</p> <p>Prior to departure, read carefully the information sheet which requirements, procedure, importer's responsibility, duty and cost are described on. Attach this document to the animals. Show this document to the airline / ship staff upon check-in.</p> <p>2) 携行品扱いで上記動物を輸入する場合、税関検査を受ける前に動物検疫所カウンターにおいて、輸入検査申請をする必要があります。なお、輸入検査を受けずに日本国内に動物を持ち込んだ場合、法令により罰せられることがありますので、ご注意下さい。</p> <p>When importing above animal(s) by hand luggage, it is necessary to apply for import inspection at the animal quarantine service's counter before going through custom inspection. Those who bring the animals into Japan without receiving import inspection will be punished by laws.</p>	
発行元 :	

狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法に基づく犬の輸入検査申請書

APPLICATION FOR IMPORT INSPECTION OF DOGS  
UNDER THE RABIES PREVENTION LAW AND THE DOMESTIC ANIMAL INFECTIOUS DISEASES CONTROL LAW

年 月 日  
Year Month Day

申請者住所氏名及び連絡先  
Name and address of applicant

氏名 Name ( 法人の場合には、その名称 ) 印  
住所 Address 及び代表者の住所氏名  
電話番号 Telephone

動物検疫所長 殿

To the chief of Animal Quarantine Service

下記の動物の輸入検査を申請いたします。

I hereby apply for the import quarantine inspection of the undermentioned animal(s).

届出受理番号 Approval No.		
動物の種類 Species of animal(s)	頭数 Quantity	
名称 Name of animal(s)		
個体識別方法(マイクロチップ等) Means for identification (e.g.microchip)	個体識別番号/マーク Identification number/Mark	
標識年月日 Date of identification(year/month/day)	標識部位 Location of identification	マイクロチップ(リーダー)の種類 Type of microchip (reader)
体長 Length	体高 Height	体重 Weight
cm	cm	kg
品種 Breed	毛色 Color	
性別 Sex	用途 Use	
生年月日(年齢) Date of birth (Age)	仕出国名 Country of export	
搭載年月日及び搭載地 Date and place of embarkation	搭載船舶(航空機)名 Name of vessel (or flight No.)	
到着年月日及び到着港 Date and place of arrival		
荷送人住所氏名 Name and address of consignor		
荷受人住所氏名 Name and address of consignee		
仕出地(飼養施設名称及び住所) Name and address of the facility in which the animal(s) was/were kept		
仕向地(名称及び住所) Name and address of destination		
過去1年以内の訪問国及びその年月日 Countries visited in the past 12 months and the date of visits		

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
採血前 Before blood sampling				
採血後 After blood sampling				
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	血液採取年月日 Date of blood sampling (year/month/day)		抗体価 Antibody titer IU/ml	
	検査機関名及び住所 Name and address of the designated laboratory			
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

**狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請書**  
**APPLICATION FOR IMPORT INSPECTION OF ANIMALS**  
**UNDER THE RABIES PREVENTION LAW**

年 月 日  
 Year Month Day

申請者住所氏名及び連絡先  
 Name and address of applicant  
 氏名 Name  
 住所 Address  
 電話番号 Telephone

( 法人の場合には、その名称  
 及び代表者の住所氏名 ) 印

動物検疫所長 殿  
 To the chief of Animal Quarantine Service  
 下記の動物の輸入検査を申請いたします。

I hereby apply for the import quarantine inspection of the undermentioned animal(s).

届出受理番号 Approval No.		
動物の種類 Species of animal(s)	頭数 Quantity	
名称 Name of animal(s)		
個体識別方法(マイクロチップ等) Means for identification (e.g. microchip)	個体識別番号/マーク Identification number/Mark	
標識年月日 Date of identification(year/month/day)	標識部位 Location of identification	マイクロチップ(リーダー)の種類 Type of microchip (reader)
品種 Breed	毛色 Color	
性別 Sex	用途 Use	
生年月日(年齢) Date of birth (Age)	仕出国名 Country of export	
体長 Length	体高 Height	体重 Weight
cm	cm	kg
搭載年月日及び搭載地 Date and place of embarkation	搭載船舶(航空機)名 Name of vessel (or flight No.)	
到着年月日及び到着港 Date and place of arrival		
荷送人住所氏名 Name and address of consignor		
荷受人住所氏名 Name and address of consignee		
仕出地(飼養施設名称及び住所) Name and address of the facility in which the animal(s) was/were kept		
仕向地(名称及び住所) Name and address of destination		
過去1年以内の訪問国及びその年月日 Countries visited in the past 12 months and the date of visits		

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

狂犬病予防接種 (犬及び猫に限る) Rabies vaccination (Dogs and cats only)	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
採血前 Before blood sampling				
採血後 After blood sampling				
狂犬病抗体検査 (犬及び猫に限る) Rabies serological test (Dogs and cats only)	血液採取年月日 Date of blood sampling (year/month/day)		抗体価 Antibody titer IU/ml	
	検査機関名及び住所 Name and address of the designated laboratory			
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				

記入注意 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。





別記様式第 10 号

輸入する犬等の飼養管理者についての届出書  
Report about keeper entrusted importing animal(s)

年 月 日

Date \_\_\_\_\_

動物検疫所長 ( ) 殿

To the chief of Animal Quarantine Service ( )

輸入者氏名

Name of importer \_\_\_\_\_

輸入する犬等の係留中の飼養管理について、下記の通り届出いたします。

輸入する犬等の届出受理番号 : \_\_\_\_\_

私自身が、飼養管理を行います。

I take care during the quarantine inspection of the importing animal.

( ) と委託契約を終結し、飼養管理を行わせることとしました。

I have made a contract with \_\_\_\_\_ (Name of person or company) for entrusting with care during the quarantine inspection of the importing animal(s).

飼養管理者住所(Address) :

電話 / FAX (Tel/Fax) :

## 犬の輸入検疫証明書

## IMPORT QUARANTINE CERTIFICATE FOR DOG

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号  
Certificate No.  
発行年月日  
Date of issue

申請者住所氏名  
Name and address of applicant  
氏名 Name  
住所 Address

( 法人の場合には、その名称  
及び代表者の住所氏名 )

下記は、狂犬病予防法及び家畜伝染病予防法の規定に基づく検疫を終了したことを証明する。

This is to certify that undermentioned dog has been duly inspected under the Rabies Prevention law and the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

名称 Name of dog				
個体識別方法(マイクロチップ等) Means for identification (e.g. microchip)			個体識別番号/マーク Identification number/Mark	
標識年月日 Date of identification (year/month/day)	標識部位 Location of identification	マイクロチップ(リーダー)の種類 Type of microchip (reader)		
品種 Breed	毛色 Color			
性別 Sex	用途 Use			
生年月日(年齢) Date of birth (Age)	仕出国名 Country of export			
搭載年月日及び搭載地 Date and place of embarkation	搭載船舶(航空機)名 Name of the vessel (or the flight No.)			
到着年月日及び到着港 Date and place of arrival				
荷送人住所氏名 Name and address of consignor				
荷受人住所氏名 Name and address of consignee				
仕向地(名称及び住所) Name and address of destination				
検査結果 Result of inspection				
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	血液採取年月日 Date of blood sampling (year/month/day)	抗体価 Antibody titer IU/ml		
	検査機関名及び住所 Name and address of the designated laboratory			
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				

農林水産省動物検疫所  
Animal Quarantine Service  
家畜防疫官  
Animal Quarantine Officer

氏名  
Signature

印  
Seal

日本国農林水産省  
狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書  
IMPORT QUARANTINE CERTIFICATE FOR ANIMALS  
UNDER THE RABIES PREVENTION LAW  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号 Certificate NO. 申請者住所氏名 Name and address of applicant  
発行人年月日 Date of issue 氏名 Name ( 法人の場合には、その名称  
住所 Address 及び代表者の住所氏名 )

下記は、狂犬病予防法の規定に基づく検疫を終了したことを証明する。

This is to certify that undermentioned animal(s) has/have been duly inspected under the Rabies Prevention Law.

動物の種類 Species of animal(s)	頭数 Quantity			
名称 Name of animal(s)				
個体識別方法(マイクロチップ等) Means for identification (e.g. microchip)	個体識別番号/マーク Identification number/Mark			
標識年月日 Date of identification (year/month/day)	標識部位 Location of identification	マイクロチップ(リーダ)の種類 Type of microchip (reader)		
品種 Breed	毛色 Color			
性別 Sex	用途 Use			
生年月日(年齢) Date of birth (Age)	仕出国名 Country of export			
搭載年月日及び搭載地 Date and place of embarkation	搭載船舶(航空機)名 Name of vessel (or flight No.)			
到着年月日及び到着港 Date and place of arrival				
荷送人住所氏名 Name and address of consignor				
荷受人住所氏名 Name and address of consignee				
仕向地(名称及び住所) Name and place of destination				
検査結果 Result of inspection				
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	血液採取年月日 Date of blood sampling (year, month, day)		抗体価 Antibody titer	IU/ml
	検査機関名及び住所 Name and address of designated laboratory			
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				

農林水産省動物検疫所  
Animal Quarantine Service  
家畜防疫官  
Animal Quarantine Officer

氏名  
Signature

印  
Seal